

等の支那人が、月琴を弄するものなるを見る。余、彼等を憐憫して、數番、樂を奏せしめたるに、其音響太くして、極めて我義太夫に類し、通常見聞する處の月琴に似ず。余、其樂器の名を問ふも、唯、廣東廣西にて用ゆる月琴と云ふのみ。思ふに、此道に明かなるものをして、聽かしむれば、我國の三絃との關係なんど發明する所あるべしか。此夜、暗黒にして、星光なく、唯だ船が水を破るの音を聞くのみ。午後四時に海内を發したる余等の安滯號は、午前十時海防に着す。濛雨、細雨交も至る間に上陸し、翌日午後十時、獨逸汽船「アミーゴ」に投じ、明れば六時と云ふ破曉に錨を抜きて、香港に向ひ航行すること二十八時にして、廣西省の岬頭を雲影波光の彼方に望みつゝ、海南島の海口に投錨す。案ずるに海南島はまた瓊洲と號し、漢時の儋耳、朱崖州の地にして、蠻夷の巢窟として知らるゝのみ。東坡が桃榔庵を結びて流竄萬死の中に一生を保ちしは、即ち此地にして、海口は北方に於ける唯一の港と稱するも、其實寸毫も波濤を拒くものあるにあらず。唯だ海南島の附近にして、遠淺の

海なるのみ。此日海南島に上陸して見物せんとするに、多少の風濤ありて上陸に便ならず。船中にありて仰臥讀書するのみ。蓋し此船は客船にあらざるを以て、客室あるなく、船長自家の寢室を空うして、余に貸與したるものに過ぎざるが故に、廣き甲板の上に、余は唯一の乘客として、唯一の船室を専用す。故に閑靜の一點に於ては申分なしと雖も、閑靜も度を過くれば無聊となるを免れず。余は此海口に一夜碇泊の後、船長に開帆の期を問ふに、船長笑つて余もまた知らず。唯だ陸上より積荷の來るを俟つのみと云ふ。翌朝、また之を船長に質するに、答はまた同じ。然らば則ち上陸して可なるやと問ふに、上陸すれば往返殆んど半日程あり、其間萬一積荷來ることなきを保せずと云ふ。不幸にして此日より微風なく、一波起らず。驕陽上天より其威力を示し、海南島特有の熱氣は四方上下より人を腦殺す。余は讀書せんにも氣力なく、睡らんとするにも睡られず。此旅行中最も痛苦なりしを覺ゆ。此の如きもの六日にして、税關官吏の來るに會ふて、香港の新聞紙を借りた

るによりて僅かに無聊を慰む。余、税關官吏に托して香港に一電音を送らんとす
るや、彼れ首を揮つて曰く、數ヶ月前の暴風のため、電線斷絶して送電の便宜なし
と語を寄す。支那政府よ、西澤島の如きものに就きて空權を論ずるを已めて、先づ
海南島の如き樞關と交通を絶ちて顧みざるが如き不始末を始末せよかし。余は
此の如く四方上下と交通を斷れたる船上囚獄の中にあるもの七晝六夜にして、
始めて海口の方より數十艘の荷船來りて、幾多の牛豚を積上ぐ。此の如くして漸
やく船は開帆したるは賀すべしと雖も、余が借り受たる船室は前後左右六百の
豚、及二百の牛の圍繞する所となり、其喧爭哀鳴の聲、聞くに肪へず。翌朝窓を開け
ば牛豚の糞、甲板を掩ふこと三寸餘に達するを見る。余は之より走ること三十
時間にして、翌日の午前九時、香港に達したる時は、殆んど萬死に出で、一生を得
るが如き思ありたりき。

地洋丸の客となる

余は香港に止ること一日、日本俱樂部に於て南島の見聞を

語りしが、幸に地洋丸の便を得たるを以て、臺灣に向ふ。船中英米の旅客三十餘人
ありて、中に二人が英文臺灣統治志を翻くを見る。余が唯一の日本人なるの故を
以て、其讀みつゝある書冊の記者たるを知らず、臺灣に關して質問する所少から
ず。余は余の知れるかぎり彼等に説與しつゝ、思らく、余が歴遊したる蘭領印度と
佛領印度は我臺灣とは其熱帶殖民地たるは即ち同じ。唯和蘭は三百年前之を取
り、佛蘭西は一百年前此に着手し、我國は十三年前之を取りたるの差あるのみ。然
かも臺灣産業の發達、政治上の寛大の精神、土人の生活の安樂、財政の富裕等に現
れたる我統治の成功は、蘭領佛領殖民地に比して誇るべきもの少からず。是れ果
して何故ぞ。且つ我本國の人種は雜多なる要素を包容すと雖も、大體に於てはマ
レー人種に蒙古種を加へたるものに過ぎざるに、其文明、國家の地位等に於ては
同一種族なる蘭領佛領のマレー國と遙かに相異なりたる結果を生じたるもの
は何故ぞ。此疑問にして解せられんには、即ち今後如何にして我文明を進めて、富

強の地位を固守すべきかとの問題も、自から解せらるゝなるべし。地洋丸は一萬九千噸の巨船にして其内部の構造と云ひ、粧飾と云ひ、間然する所なし。其食事は會社が誇揚する所なるに係らず、獨逸亞米利加風とも云ふべくし、少しく俗にしてブレテンションヨウスなりと雖も、亞米利加の旅客を主とすと云へば是もまた可ならん。唯だ余が訝しく思ふたる一事は其船中のボーイが大半支那人にして、日本人は其一半にも及ばざる一事もありとす。余は排外精神を鼓舞するに於ては最後の一人なれども、苟も日本國旗を揚げ、日本政府の保護を受くる船舶が、其のボーイの大半、支那人を使用すると云ふに至りては、不思議の現象なりと言はざるを得ず。或は日本ボーイが米國の旅客に不快の念を與ふるがためなりと云ふと雖も、歐洲一週の郵船會社の船舶は末だ曾て天洋地洋よりも、不快を旅客に與へたりと云ふを聞かず。余は此點に就きて東洋汽船會社が速に一考せんことを希はざるを得ず。去りながら香港より臺灣の基隆港まで、二十七時を以て航行す

が如きは、天洋地洋の外にはあらず。余はかゝる巨船を執へたる上は、臺灣海峽の名物たる風濤に遇ふて、巨船の力量を試めすも一興ならんと思へしが、微風小濤すらもあらず。午前十一時香港を發したる船は、翌日午後三時頃、基隆港外に近づき、徐々港内に入りて投錨したるは四時頃なりき。基隆港は我領臺以前には、二千噸の船すらも出入に苦しむたる處なりしに、今や其港口は修築せられ、海底は浚深せられ、二萬噸の巨船が堂々として錨を投するに至りては、如何に驚くべき變化なるぞ。

基隆港内の錨泊

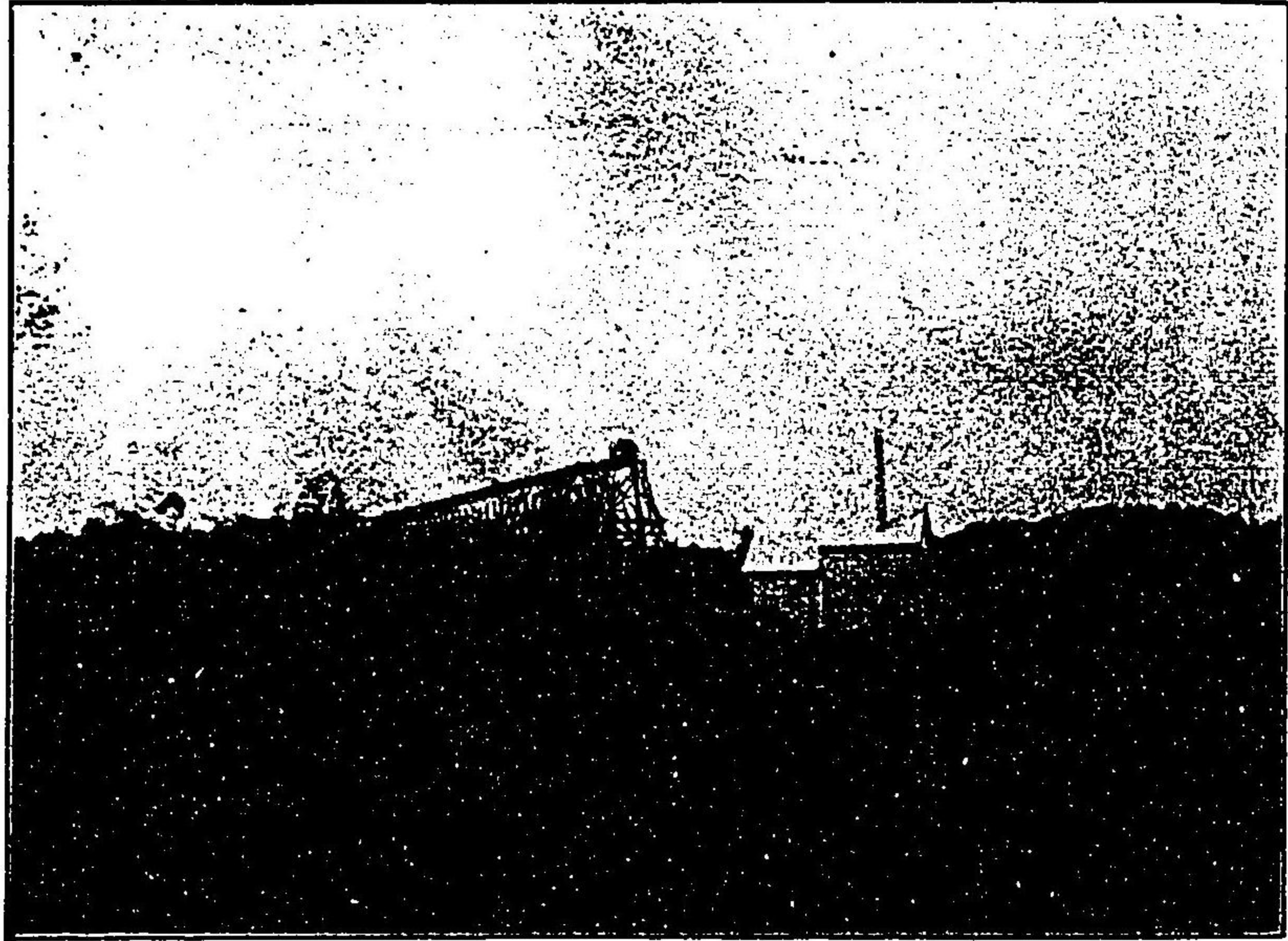
英米の旅客は、多く雙眼鏡を出して港街を望見し、何れか是れ生蠻なるかを問ふ。余は生蠻は三四十マクルの後方深林にありて容易に見るべからざるを説きしに失望の色ありしは笑ふべし。蓋し彼等は臺灣を以て寸土尺地も生蠻ならざるの地なしと妄信するものにして、其上陸して、大艦巨舶を横さまに繋ぐべき棧橋や、赤煉瓦のステーションや、舊市の埋立工事や、其間を來往す

る日本人や、生々進歩の氣充滿するを見て、意外の念なき能はず。中に就きて彼等が最も驚きたるは基隆停車場の乗車券賣場が十六七歳の少女二人によりて管掌せらるゝ一事にありしが如し。蓋し基隆は埋立工事のため、新舊の兩市街とも、殆んど舊形を止めざるほどに其状態を一變し、曾遊の余すらも新舊の兩街を彷彿するに苦しみたるほどなれば、其外人を驚かしたるも偶然にはあらざるべし。

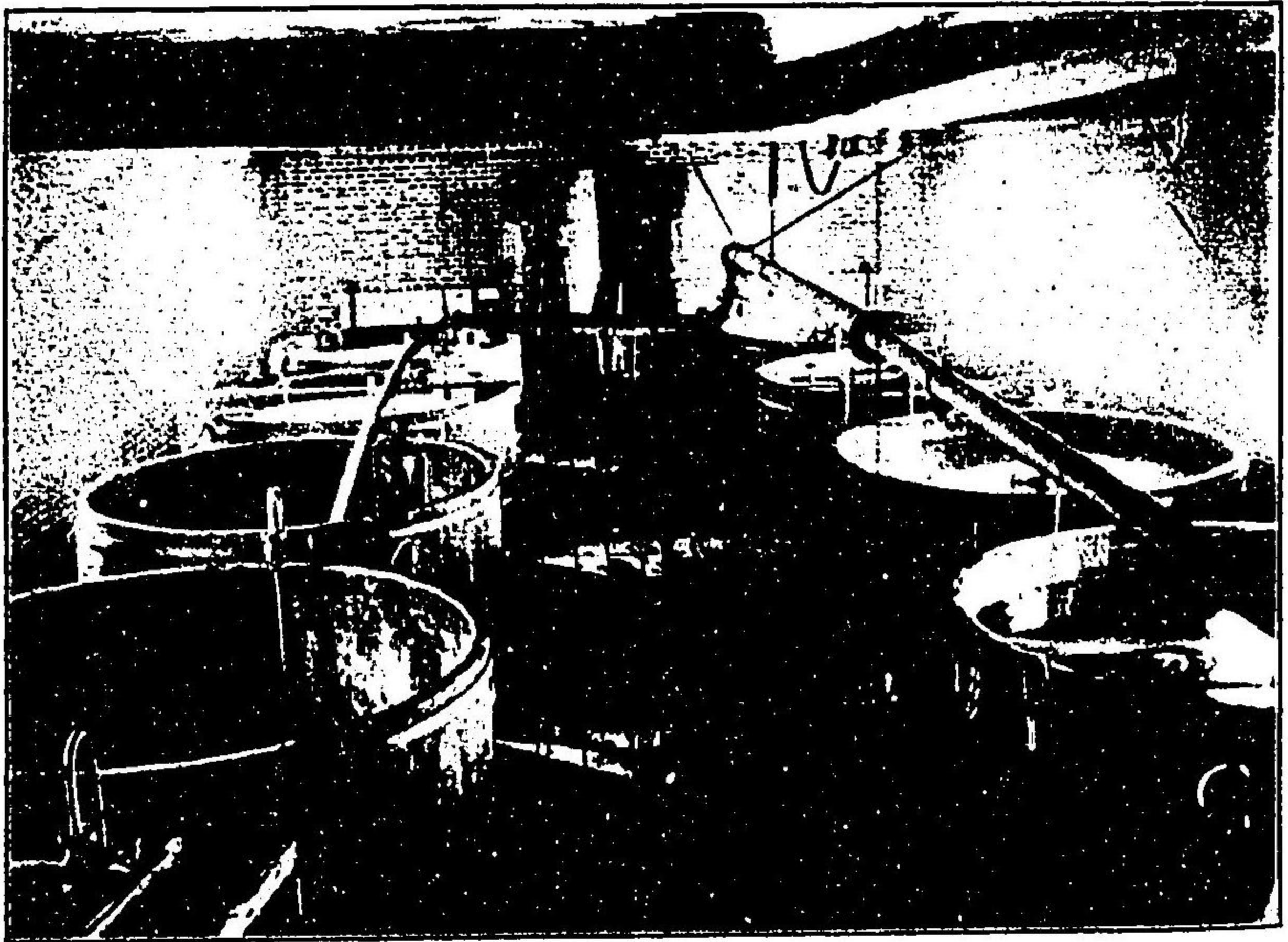
臺北の官設ホテル

余は午後八時の汽車にて臺北に上りたるに、車中乗客充滿

して、中には佇立する者すらありたりき。臺北に近づくに従つて、遙かに星光の如き燈火を見たりしが、漸やく近くして、漸やく多く、停車場附近に至れば千百の燈火、燦として夜市を飾るは電氣燈なり。是れ皆余の豫想したることなれども、猶は驚喜自から禁する能はざるものありき。五年前余が臺灣に遊びたる時は、電氣燈は阿片製造所の電氣を利用して、一二の官邸を照らしたるに過ぎざりしが、今や電燈は官營となり、官衙、公館、大商人、旅館、一として電氣燈を用へざるはあらず。



臺灣製糖社會橋頭仔農場灌溉唧筒



臺灣製糖社會酒精工廠醱室

而して此電燈は政府が電燈のために殊に起したる事業にはあらず。臺北に清水を供給せんがために起したる水道事業と相關聯する者にして、每一燈の價、一圓廿錢と云ふに至りては、東京の電燈の一圓八十錢なるに比して、また廉なりと云はざるべからず。思ふに電燈の需要は年と共に増加すべければ、臺灣政府は此事業に於て、將來の一大財源を發見したりと云ふべし。停車場を出す十數歩に赤煉瓦の一大建築あり、電燈煌々として輝き、人の出入の甚だ多きは、是ぞ則ち臺北鐵道ホテルにして官設の旅館なり。想起す三十七年の夏、余の臺灣を周遊するや、東港に至りて一民家に投宿す。間口二間、奥行三四間、下は荒物屋にして、二階は旅館たり。旅館は僅かに六疊の小室にして、階下に至れば庖厨と、便所と、相合同す。其不潔不快言ふべからず。余是より臺北に歸りて、重要なる各驛に官設ホテルを作るの必要なるを論じて、當局に開陳せしが、今や余自から宏壯比なき官設ホテルに投宿するに會ふては、中心、非常の快感と、満足となき能はず。此ホテルに於ては、

便處の清潔に維持せらるゝ、家屋の構造の多くの客室を作ることゝ貪らずしてホール、應接室、圖書室、遊戯室等に巨大なる面積を與たる等、到底帝國ホテルの及ぶ所にあらず。蓋し市街の中心をホテルに集むるは市街發達の要訣にして、殖民史外の殖民術の一なりとす。余は臺灣當局が斷じて此手段を取りたるを喜ばざる能はず。余と同行したる香港の一紳老曰く、官設ホテルの一事、余は日本政府の政治に經綸あるを稱賛せざる能はず。蓋し他大日に取らんとせば、今日大に與ざるべからざればなりと。然れども余をして此ホテルを批評せしむれば、今より一層豊和なる肉と、變化ある料理を客に供することを勉めなば、一層行人を慰樂して臺北社交的快樂の中心となるを得んか。

臺北市街の革面 五年前、余が臺北に滯留したる時は、民政長官の官邸は總督官邸に次ぎて宏壯なるものと信せられしに、今は殆んど他の注目を受くるに足らざるほどの普通の建物となれり。余が今回旅行の時は、總督、民政長官、共に東京に

ありて見るを得ずと雖も、一官友、一夜、余のために長官官邸に於て宴を張りて官紳を會す。余車を取らず、歩いて之に赴くに三十分以上、徘徊して遂に長官官邸を發見する能はず。ホテルに歸りて車を備ふて始めて到るを得たり。蓋し臺北の市街は此五年間に異常の發達を爲し、従前余が見たるが如き通衢は、幾條も生じたるを以て、余が腦中の舊地圖によりては之を發見する能はざりしなり。また以て此五年間に於ける臺北發達の一斑をトすべし。其他藪澤は平られて市街となり、汚穢なる支那街は改正せられて、壯麗なる日本風の市街となり。東西のみの市街は、南北にも發達し、生々の氣十分に充つるのみならず、土人が往々にして脚半を着くるものあるを見るに至りては、頗る奇なりと云ふべし。而して此等の變化は、日露戦争の後、急速に生じたるものなりと云ふ。余民政長官官邸に至りて之を告げしに、官紳皆な笑ふて曰く、足下の臺灣智識は一世以前のものにして、浦島太郎ならんのみと。實に臺北市街のみにても、事々物々、皆な是れ劉郎、去つて後に

植へたるのみ。余は此光景に接して、將來を想像し、臺北が獨り臺灣の首府なるのみならず、他年太平洋に於ける我利權擴張の中心たらんときを相俵して、無限の感概禁すべからざるものあるを覺ゆ。

水道と電燈ある都

臺北の鐵道ホテルにありて、朝來面を洗はんとして水盤に

對し、螺管を捻れば、清水の逆出するを見るものは、説明なくとも臺北が水道の設備あるを覺るならん。前年余が二回の臺遊の時、淡水と基隆には已に近世式の水道を布設し、彰化は舊式の水道を補修し、嘉義は其工事中なりしが、臺北は水道の計畫ありしも其財用の故によりて斷行せられず、街上所々、八百の井を掘り、之を以て一時の需要に應じたりしが、四十年に至り財政之を許るすを見るや直ちに一百九十万圓を以て之を起工し、今や臺北全市に清麗の水を供給して餘りあり。余一日土木局員と共に淡水の上流にある水道貯蓄地に至りて、其事業を見る。此地一帯に平野にして高低少なく、而して淡水河は平地より低下せるを以て、唧筒

によりて之を小丘の上にある貯水地に引上げ、更らに之を濾過して之を臺北に送下するものにして、其構造、巧妙にして、而して割合に簡易なりとす。局員曰く現今の臺北は、人口八万人なりと雖も、今後二十年間毎年三分の人口を増加するものとせば、二十年の後十五万の人口ありと假定すべし。今十五万の市民が毎日、每人、三立方尺の水を消費すと假定し、尙ほ之に五割の餘裕を見積れば、一分時間に要する水は四百六十八立法尺なれども、各地の掃除其他臨時の必要を見積りて、五百立法尺の水を要すととして、臺北水道は之に應ずるだけの水を送りつゝあり。而して各街大畧、八十間ごとに消火栓を装置するを以て、今後火災の數もまた自から減少すべしと。蓋し平原中にある都府に水を供給せんとするもの多くは唧筒式なりと雖も、上海、臺北にては水勢隆んに進出すれども、西貢、海防等は水勢甚だ微なるは、工事の巧設にや、地勢の如何にや。兎に角、余は臺北に於て一び螺管を轉すれば、清水の進出する水道を有するに至りしを喜ぶ。臺北の住民、之より永く

流疫の禍を免かれん。

愉快なる鐵道旅行

余は臺北に滞留すること一日にして、直ちに南方に向ひ、汽車により旅行す。而して此汽車もまた最も變化したるものゝ一なりとす。五年前には南北の鐵道聯絡して中間の一區、僅かに輕便鐵道の助を借りしが、之がため臺北より打狗までは、一日の間に旅行する能はざりき。然るに今や朝に臺北を發したる汽車は、夕に打狗に達すべく、打狗より鳳山、鳳山より九曲道に達する十哩も、また幹線鐵道あり。總計二百七十一哩の鐵道によりて南北を縦貫し、九曲堂より最南端の恒春まごの鐵道は、四十五年中に完成すべしと期待せらる。曾ては人と物とを輸送するの外、些の愉快適意と云ふが如き餘裕を考ふる閑暇なりしが、今や一等車には旅客専用のボーイあり、飲料アイスクリームを賣るバアあり、土人の少年は、日本少年と共に、洋服を着け、日本語を語りて、乗客のために斡旋す。臺中市に至れば汽車休息すること三十分餘にして、旅客は此間停車場内の日本料

理店に入りて晝食を取るを得べく、料理は豫じめ用意せられて客を待ち、味噌汁、野菜、焼肉、魚肉に加へて、漬物すらありて、一人前三十五錢なりと云ふに至りては、また甚だ不廉にはあらず。而して此料理店を見るに旅客充滿して餘席なし。如何に生々の氣が臺灣に充滿するかを見るべきにあらずや。かゝる形勢は政府をして更らに臺臺灣に向つても、鐵道を敷設するの計畫を起さしむ。即ち臺東地方の鐵道、及び花蓮港と璞石閣の間、五十七哩を通せんとする鐵道にして、此中新港塘と金塘との間は、已に輕便鐵道を使用しつゝ、あれば、四十八年迄には完成すべしと期待せらる。

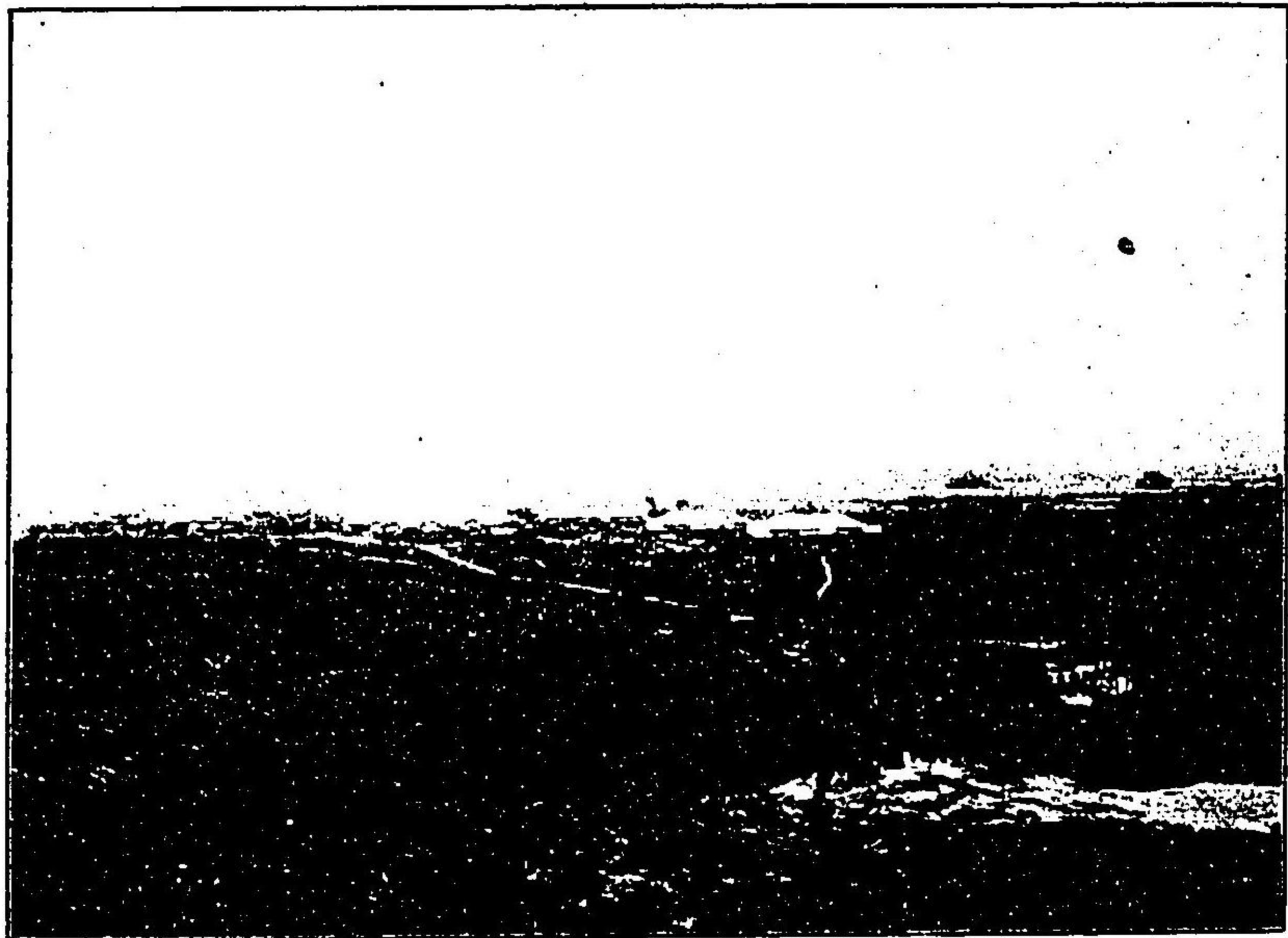
變化したる臺中

臺中は過去に於ては決して著しき發達あるべしと豫期せられたる都會にはあらず。停車場と市街との間の空地の如きは、市區改正の大計畫の跡あるのみにして、長草脚を沒せんばかりにして、一時殆んで放擲せられたる土地なりしが、今や停車場と舊市街とは、寸尺の餘地なきまでに家屋并列し、

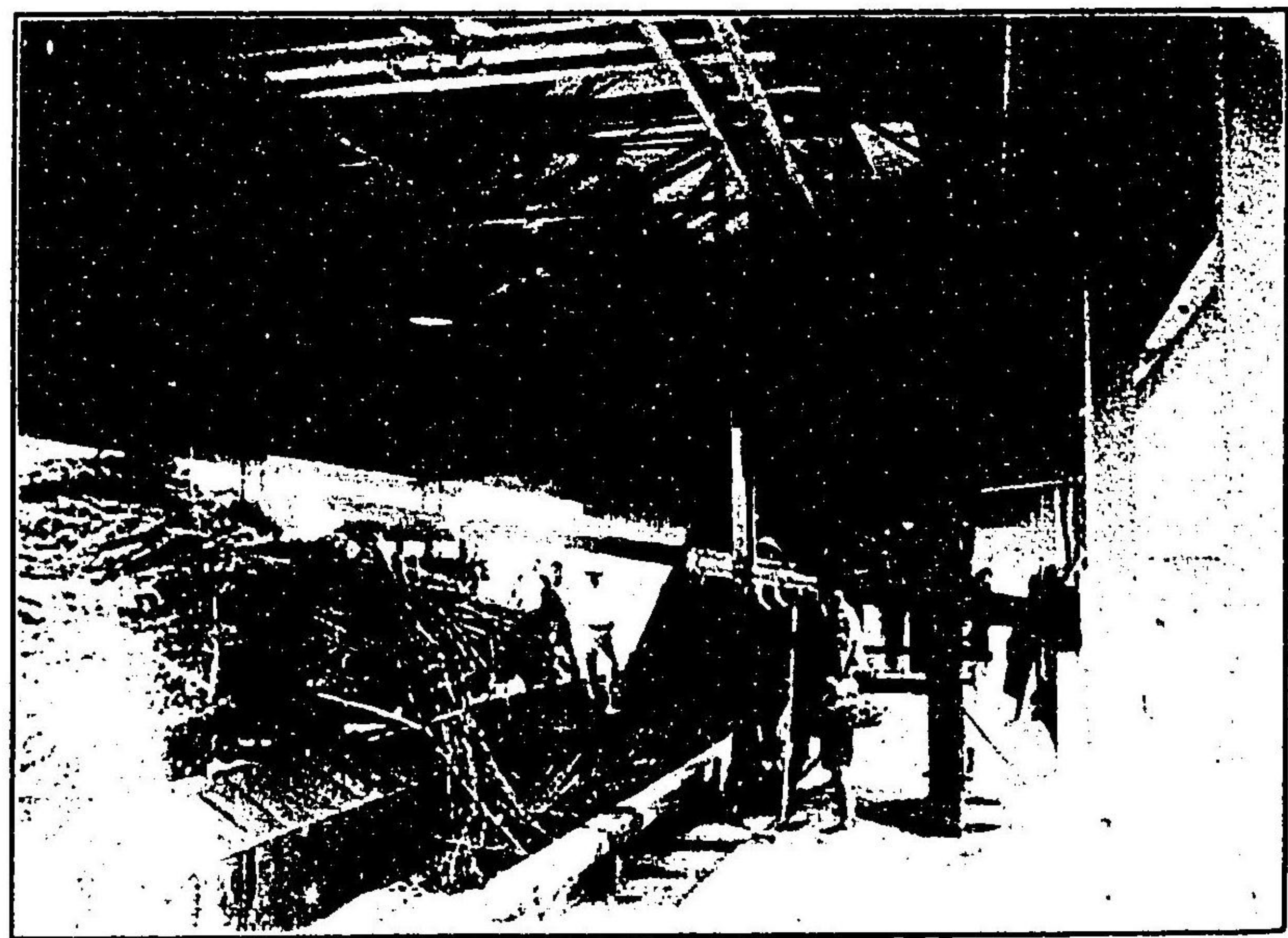
其商品陳列館の如き、土人の見物人常に隊を爲し、夜間、市中を歩するに、往々にして絃歌の音を聞く。臺中をして此の如き變化を生せしめたるものは、胡蘆屯に於ける製麻會社を初めとして各種の製造業が此附近に起りたるに由來す。殊に近時に至りては、砂糖會社は已に南方に於て甘蔗畑の地積なきを以て、臺中廳下に其地積を求めんとするより臺中民間の生意を指激するもの甚しと云ふ。此外政府はまたテグス天蠶を養はんがため、臺中棟東下堡軍功寮及び南投の南投堡大庄に天蠶試育場を設く。蓋しテグスは從來支那より輸出せらるゝのみにして、其生産地分明ならざりしが、前年人を派して之を檢究して、其海南島が産地たるを聞き、其種子を輸入したるものにして、臺灣はテグスの食料たる楓樹に富み、其試験の成績頗る好良なるに徴し、當局皆な其成功して、一産物たらんことを信じて疑はず。

鹽水港の製糖會社

前年余が渡臺したる時は、鹽水港を見ず、是れ其見るに足る



臺灣製糖會社橋仔頭工場



臺灣製糖會社橋仔頭工場甘蔗搥卸機

ものなかりしがためのみ。然るに臺灣に於ける砂糖製造事業の利益あること認めらるゝや、四十年に至りて鹽水港製糖會社の設立を見るに至り、此地頗に産業上重要な地となりしを以て、之を一見せんと欲して、汽車によりて臺中を發して新營庄に至る。余は新營庄より車若くは轎を備用するの必要あらんことを想像して、豫じめ會社に電信を發して之を依頼したりき。然るに余が新營庄の停車場を出るや安奉鐵道邊にて見るべき汽車ありて余を俟つを見る。余は會社員の説明によりて其鹽水港製糖會社が、自から敷設使用する鐵道なるを知りて、一驚を喫せざる能はざりき。會社は此種の鐵道を有する五十二哩にして、別に六十哩の輕便鐵道を有し、一百十哩の鐵道によりて、各地の田圃より甘蔗を集蒐して、之を工場に送る。是れ甘蔗は裁取したる後、速に壓穿して糖液を取るにあらずんば、糖分漸やく減少するを以て、全速力を以て之を工場に集めんがためなり。會社は此の如くして自家の事業のために、鐵道汽車を用ゆるのみならず、政府の命令によ

りて、一定の區域は、一定の賃錢を徴して、公衆通行の用に供す。夫れ製糖會社にして鐵道事業を營むと云ふに至りては、如何にも不思議なる状態にして、余が會遊の時には思ひもよらざりしことなるのみならず、瓜哇等の砂糖耕作地に於ても、多く見ざる所なりとす。何となれば瓜哇に於ては、政府の強迫耕作法の結果として、全國は自から分れて、或は砂糖耕地となり、或は珈琲耕地となり、其域内にありては他の耕作物を見る能はざるほどなるを以て、會社は其工場に甘蔗を集るに於て、頗る手數少なく、鐵道を用ゆるものと雖も、幹線のみにして、支線少なく、其經費また極めて少なし。然るに臺灣に於ては強迫耕作法なく、唯だ人民が利を悟りて、自から甘蔗を植ゆるに一任するに止まるを以て、砂糖は一定の區盡内に集中せらずして、各地に散作せられ、巨大なる製糖會社の工場の附近に於てすら、稻田を見ること少からず。勢、遠方より甘蔗を集めざるべからず、是れ臺灣に於ては會社が縦横に鐵道を敷設するの必要ある所以にして、其經費また甚だ多し。今鹽水

港製糖會社の鐵道を布設する所は鐵道五十二哩十六鎖、之に用ゆる貨車四百五十臺にして、機關車六臺あり、別に輕便鐵道六十哩にして、臺車五百臺あり、其價格六十三萬五千圓にして、之を維持するの財用を加算すれば、頗る巨費と云はざるべからず。世人我臺灣の砂糖が瓜哇糖に比して生産費の多きを説くと雖も、此の如き巨費が鐵道に投せらるゝを見れば、其偶然ならざるを解するを得ん。然ども臺灣は瓜哇にあらず、其強迫耕作法を用ゆべからざるや論なし。而して臺灣政府は砂糖耕作を勸誘獎勵するに於て餘力を遺さず、行政の手腕と、利益の保護とによりて、蘭人の強迫耕作法が爲したる所を爲さんとしつゝあり。余は臺灣政府が日の神となるの政策は、瓜哇政府の風の神の政策よりも、有功なるを信す。恐らくは期年の後、會社の附近は、自から甘蔗耕作區となること、猶ほ瓜哇の如くならん。此時に至らば此鐵道費の大半は節約せらるべきものにして、其時に至らば、各種の原因と相合して、砂糖の生産費は瓜哇と相比敵するに至らんか。余は第一工場

を見て、各種の説明を聴き、而して後、其俱樂部に止りて一夜を此に送る。社員の説
明によれば、其資本は五百萬圓にして拂込みしは一百二十五萬圓のみ、而して昨
年上半季の利益は八十一萬千四十七圓にして、前期の繰越金を加へて八十三萬
六千三百四十二圓の利益を有すと云ふに至りては、近時稀有の成功と云はざる
べからず。思ふに其事業經營の巧妙、砂糖需要の巨多なることが、其原因なるのみ
ならず、其創立の際、土人の事業を極めて廉價に買収したるがため、其資本額面の
稱呼甚だ少きも、また成功の一大原因と云はざるべからず。

マンゴスチンを臺南に植ゆ

余は鹽水港を辭して直ちに汽車により打狗に至

らんとし、遂に臺南の停車場に於て、臺南廳の官吏に會す。是れ余が香港より持ち
來れるマンゴスチンの苗木を臺南苗圃に寄贈せんがため、殊に電信を發して會
見したるものなり。マンゴスチンが菓物中の王たるは、此菓物を味ふものゝ知る
所にして、英國の女皇陛下は、朕の領土の中、マンゴスチンありて天下第一の美菓

なりと云はるゝも、朕は之を食ふ能はざるを遺憾とすと云へるほどなりき。是れ
其氣候の變化に堪へ難く、長途を運搬するの便なければなり。余曾て言ふ、昔し唐
の楊貴妃は荔枝を好み、遠く雲南貴州より之を取るがため、人民漕運の苦に堪へ
ず、安祿山の亂に興みしたるものありと稱せらる。若し楊妃にして、マンゴスチン
を知りしならば、唐の社稷は猶ほ早く覆へりしやも知るべからずと。余久しく之
を日本に移植せんと欲して、其便なかりしが、香港正金銀行の高道君、偶然其種を
蒔きて苗を得、之を余に送る。余則ち汽船を上下するにも、汽車を出入するにも、自
から之を携へて、他人に托せず。遂に臺南に至り、臺南官吏をして、必らず之を枯死
せしめざるを約せしめて、始めて之を贈る。他年若し臺南より臺北、臺北より東京
に於てマンゴスチンが市場に現はれて、食卓を飾ることあらば余の志や酬られ
たるものなり。余は之より臺南官吏と別れて、打狗に至りしが、其港内の光景全然
一變して、殆んど舊形を止めず。是れ哈船頭街の埋立られしためなるべし。臺灣政

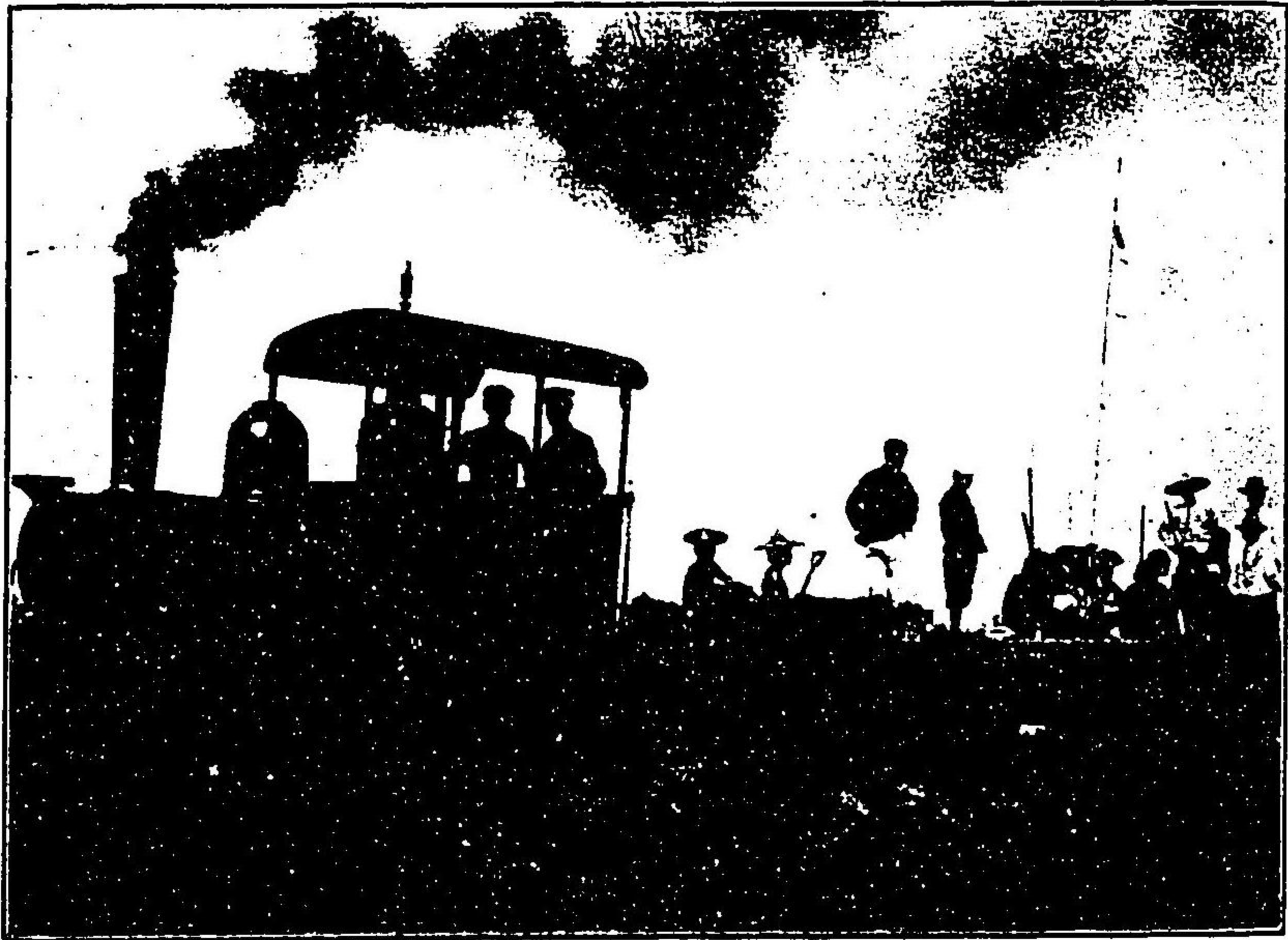
府は今や鋭意して港の内外を浚渫して之を深くし、且岸壁を作りて、繫船に便ならしめんとしつゝあり。若し此計畫にして成功せば、港外に於ては六十尺の水深を得て、相應の巨船を近よらしむべく、港内に於ても、港口附近に於て六十尺より三十八尺の水深を得べく、而して別に港内に於て長さ六千六百尺、廣さ千二百尺の區畫を浚渫して、干潮の時に於て二十四尺の水深を得んとし、此外、淺水の海を埋め立て、荷揚鐵道等の用に供せんことを政府が此財用として要する處四百七十萬圓にして、前後六ヶ年の計畫にして四十八年に完成せらるべきものとす。從來、港内淺くして汽船を入るゝ能はざるがため、汽船は港外まで來るも、風濤のため積荷を上下せずして遁走すること少からず。若し此事業にして成らんか、汽船は風濤の時と雖も、港内に入るべきのみならず、また難を此に避るを得べし。其臺灣南方の發達を指激すること、決して淺からざるべき也。

港子底の工場と甘蔗園

打狗港内を見物したる後、余は小蒸汽によりて港仔墘

に至りて臺灣製糖會社の分工場を見る。工場を去る一町程にして海水淺く、小蒸汽を近づくべからざるを以て傳馬船に乗り替ゆ。土人の船頭、櫓を用へず、一人にて左右兩舷の櫓を動かして舟を推進するの速かなること、櫓の如し。此一事容易に母國水夫の學ぶ能はざる所なりと云ふ。暫らくして船、一條の入江に入れば、余等は已に製糖工場の烟突の下にあり。此工場は橋仔頭にある臺灣製糖會社の分工場にして、其製作全然鐵骨より成りて暴風に堪ゆ。其製糖機械は布哇ホノル、鐵工場の製作にかゝり日々一千噸の甘蔗を壓搾するの力あり。余は工場を一巡して、機械運動の説明を聴き、其世界製糖事業中、有數の工場なりと云ふを聞きては、唯だ感嘆あるのみ。工場を出れば、前後悉く畑にして、見渡す限り甘蔗あるのみ。而して其大部分は會社所有の畑にして、概畧三千町に及ふと云ふ。蓋し臺灣の製糖事業は第一に工場を設けて、兎に角農民の耕作したる甘蔗を買ふにありと雖も、此時代は已に過ぎ、今や會社自から土地を買ひ、若くは租借して、自から耕作

せざるべからざる時代となる。何となれば農民従來の耕作に一任すれば、第一に其甘蔗の性質年々墜落し來るを免れず、第二に其地力盡くるがため、甘蔗中の糖分の減少するを免れず、此に於てか會社自からは政府と共に保護將屬の手段によりて、農民の耕作法を改良すると共に、自から苗圃を有して、自から之を耕作せざるべからざるに至る。現今港仔墘工場は米國式の蒸氣プラフを以て、深く土中を耕耘すると共に、十分の肥料を與え、且つ母國より四百の農民を移して、之を管理せしむるがため、良好なる甘蔗を得るのみならず、附近の農民をして、之を望みて、相模倣せしむるがため、會社農民共に利する所少なからずと云ふ。余が前年此地方に遊ぶや、同伴の官吏、此平原を指さし、此地方土匪の首領が據有したる土地にして、四年前、官匪交戦の跡なりと云ふ。當時余此地方に砂糖を植ゆべしと論じたりしが、果然今や大農場となりて、臺灣製糖會社の一大富庫となりて、當時攻戦の事、夢の如くに消ゆ。唯此一事、臺灣近時の變化を語るに最も雄辯なる説明者と



臺灣製糖會社阿羅工場の蒸氣車を生かして走る



臺灣製糖會社附屬甘蔗園

云ふべし。

阿猴は人類の町なり

余は此を辭して更らに阿猴に赴かんと云ふや、一聲の汽笛、流車の已に用意しあるを報す。是れ即ち橋仔頭製糖會社の流車にして、自家のために甘蔗を集むると共に、公衆のために交通機關たらんとするものなり。余は之によりて阿猴に至りて、また同會社に屬する阿猴工場を見る。其機械は最大且つ最新式に屬するものにして、一日の壓搾力千二百噸に達す。前年會遊の時、余東港に至りて、阿猴に至らず。阿猴の官吏、人を遣はして余の來遊を促がす。余之を辭して阿猴とは即ち猿猴の謂なり、余は人類の生息する地方を巡遊するに忙はしくして、未だ猿公を訪ふの暇なしと云ひしが、今や阿猴は猿公の巢にあらず、眞に人類の家にして、砂糖工場を中心として、新市街を爲さんとしつゝあり。其屏東ホテルの如きは、母國にあらしむるも恥かしからぬ旅館にして、余の宿泊したる時の如きは、客室悉く充満して餘ます所なきはごなりき。蓋し臺灣製糖會社が昨年

此工場より豫期したる砂糖は二十七万俵にして、他の工場の何れよりも多かりしを見れば、此工場が阿猴町をして生氣を生せしめたるも偶然にはあらず、此他、阿猴には牛疫血清製造所あり、政府會て牛疫血清を作りて、之を疫牛に注射して其將さに倒れんとするを救ふや、土民相競ふて注射を希ふより、此地方に製造所を設けて、全島に及ぼさんとす。此地方また熱帯植物試験所あり、熱帯織緯植物を栽培し、殊に意をサイザルヘムに用え、其苗を民間に柳下ぐるを勉む。同種の試験所はまた別に恒春にも設けられたれば、將來サイザルヘムは、臺灣の一産物とならんか。此の如くして阿猴は數年の後、南方の大都市とならん。唯だ何人の發意にや、阿猴の猴を改めて、猴となすに至りしは、巧に似て拙と云ふべし。余は原名の永く傳らんことを望む。

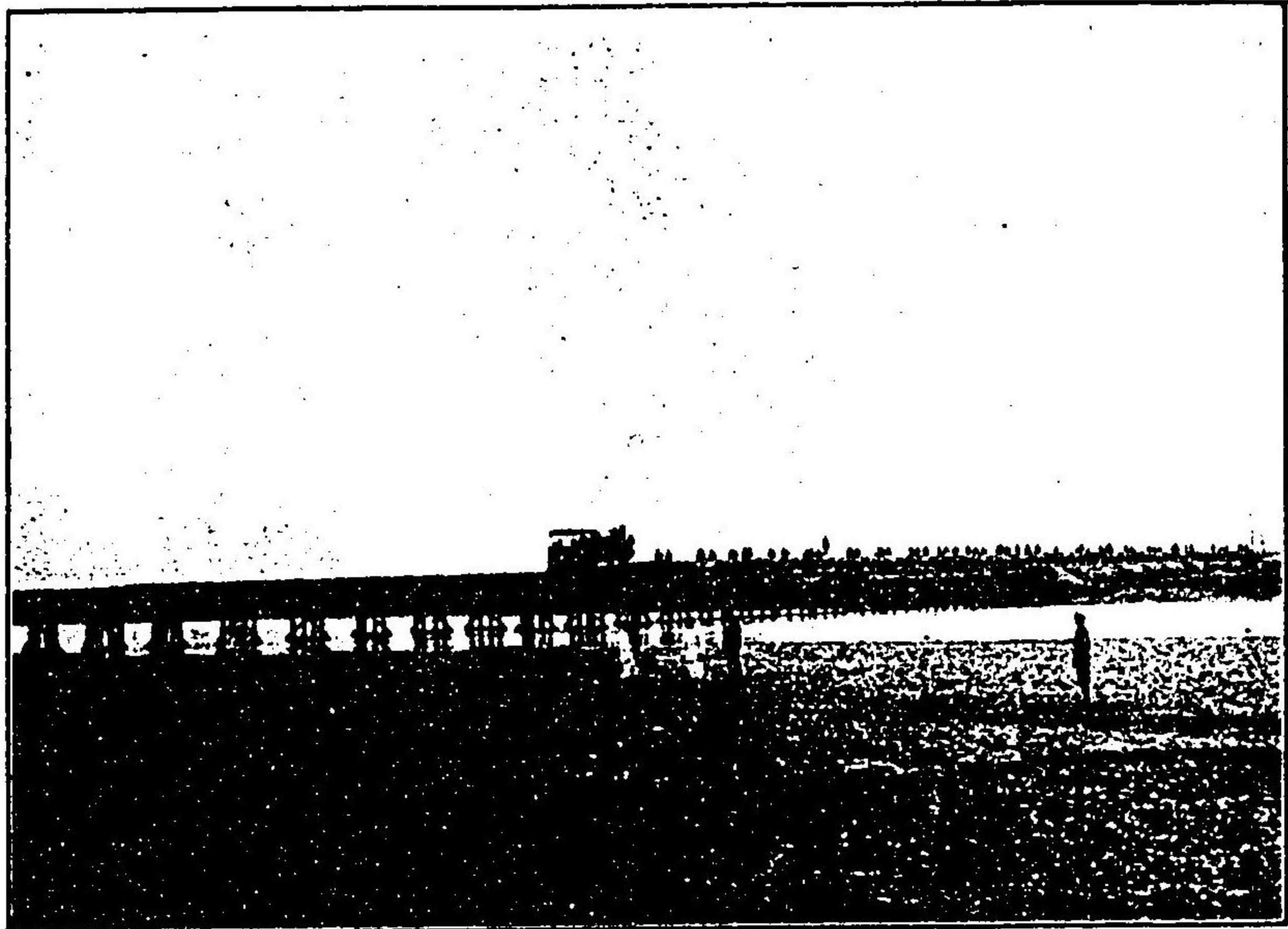
土木事業に現れたる仁政

余は阿猴を辭して、蕃薯寮に向ふに、阿里港までは尙は臺灣製糖會社の流車に頼り、阿里港より以北は、橋を履い、往々々々手巾藤の青

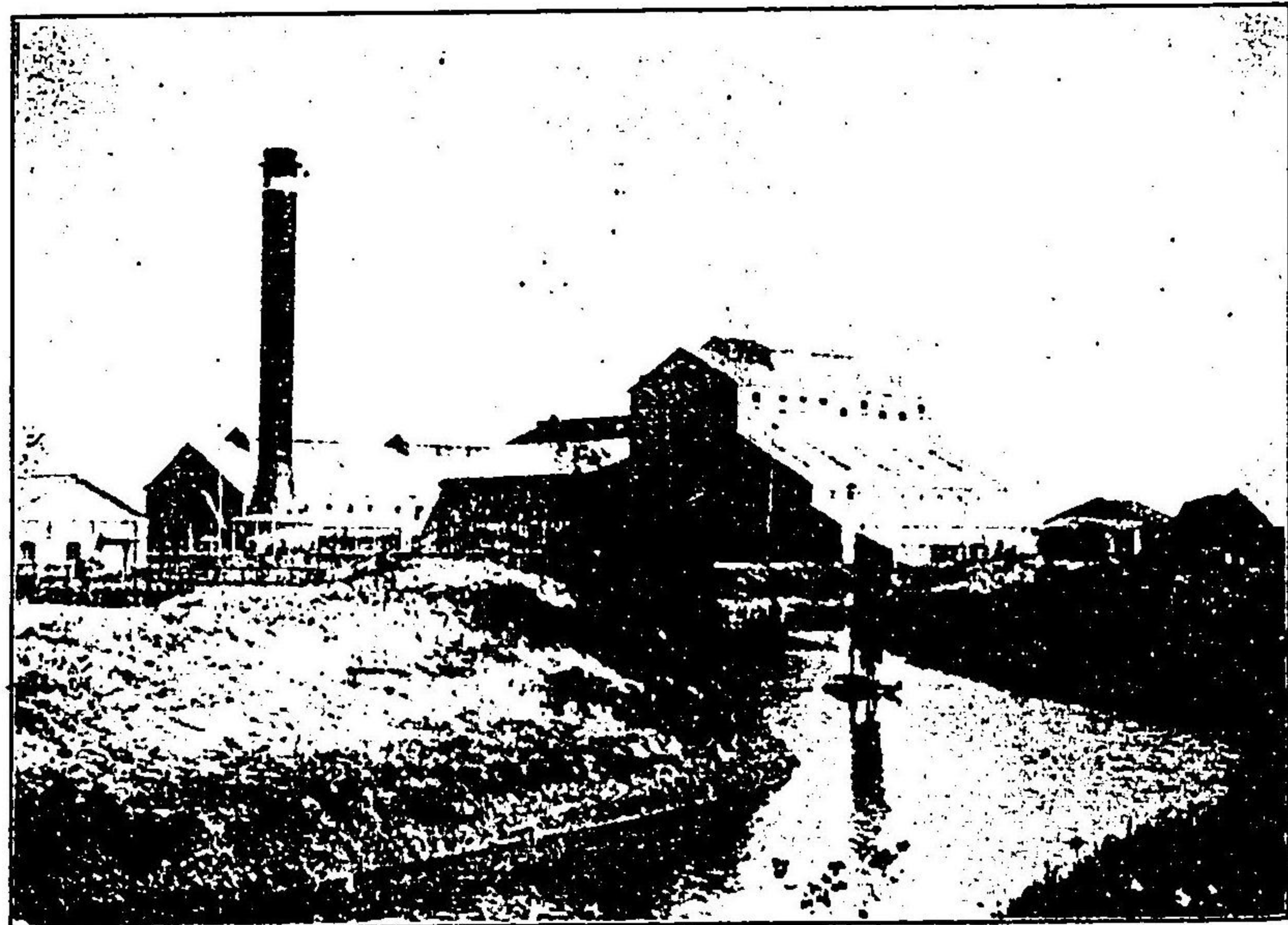
鹿農園を見る。此地方一帯に平原にして、開墾し易きを以て、開墾者、一時盡出せしも中頃之を放棄せんとするもの多かりしが、近時砂糖事業の勃興と共に、甘蔗畑の價格騰貴したるがため、開墾また盛にして、此農園は大道の左右にありて、處々母國の農夫を見る。然ども此農園を超ゆれば、荒原渺々として甘蔗畑少きは、農夫が猶ほ甘蔗栽培の利益を知らざると、水少なくて灌漑に不利なると、或土地は水害多くして耕作に適せざるもの多きにやならん。されば政府は竹仔門に埤圳を設けて、老濃溪の水を引き、手巾寮一帯の平原に灌漑し、併せて水力電氣事業を營み、此にて起したる電氣を以て、臺南、打狗に電燈を供給せんとし、其事業畧は成る。余は驛夫を促して竹仔門に至るに、左山右岳相合する所、即ち竹仔門にして、此山岳の下を貫きて、隧道を作り、老濃溪の水を引くものにして、清水混々として流下し、之を導きて田野に灌漑する四十二マイルの工事も、また畧は成る。唯だ成らざるものは電力機械を据付くる一事のみ、若し水力電氣機械にして据付られ

んには、二千馬力の電氣を起すに足るべく、此より出る水は四千甲の田野を灌漑するに足らん。此外政府が新設し、若くは改良せんとして計畫中の水利事業は、左の如し。

起工の所	埤圳の經費	水力電氣事業の經費	灌漑の面積
苗栗の行里庄	八五五、〇〇〇	四九六、〇〇〇	三〇〇〇
斗六の安慶	五七〇、〇〇〇	一一三、〇〇〇	四、〇〇〇
鳳山の二層行溪	六一七五、〇〇〇	—	二、〇〇〇
宜蘭の叭哩社	二八五、〇〇〇	—	九四〇四
宜蘭の頭圍	二七五五〇〇	—	五〇〇〇
臺中の胡厝屯附近	四七五〇〇〇	五九、一〇〇〇	一一、〇〇〇
彰化の八寶圳	四七五〇〇〇	—	二二〇〇〇
南投	二二七五〇〇	—	九〇〇
桃園附近	七六〇〇〇〇	—	二〇〇〇〇
斗六	五三二〇〇〇	—	四五〇〇
斗六附近	四七五〇〇〇	—	三〇〇〇
斗六の清水溪	五七〇〇〇〇	六四八〇〇〇	二〇〇〇
鳳山阿寮	三四二〇〇〇	—	一五〇〇〇



臺灣製糖社會汽車流第一武洛溪にけし橋を走るの圖



臺灣製糖社會港仔乾工場

竹仔門	五九九〇〇〇	九二〇〇〇	一五二一〇〇〇
合計	二二五四〇〇〇 ^甲	三七六〇〇〇〇 ^甲	一一八三四〇

以上の如く政府は二千二百十四万圓を投じて、十一万八千三百四十甲の地に灌漑せんとす。此灌漑によりて利せらるべき土地は、多く何人の手中にありやと問へば、土人の手中にあるは云ふまでもなし、即ち十一万甲歩の土地は、或は荒地より水田に變し、或は下田より上田に變するものにして、新政の惠澤は主として土人の頭上に落ちんとす。今蘭領佛領地方の政治を見るに、征服者が被征服者の國に臨むものにして、殊に支那人種に對しては壓迫窘窮至らざるなく、我臺灣の如く、一視同仁、寛大惠愛の政あるもの少なし。若しそれ諸會社の起るや、我政府は土人の富豪を勧誘して、株主となりて母國人とその利を分たしめんとし、甘蔗の價格の如きも、政府また最少格を定めて、之より以下に買ふ能はざらしめて土人の利益を保護す。我政府と母國人民と、相合して臺灣土人の利益を侵害して、歩々寸

々之を窮追して、奴隸の境遇に陥らしむるものあるも何人も之を尤むるものあらず。之を尤むるものあらば唯だ彼等の良心のみ、而して其良心の命令に従ひて殖民地に臨むもの、臺灣今日の政治なりとす。然れば余は凡そ世界の何の國を問はず、否な彼等の本國に於てすらも、臺灣ほご支那人に取りて幸福なる土地あるを見ざるなり。

蕃薯寮の光景

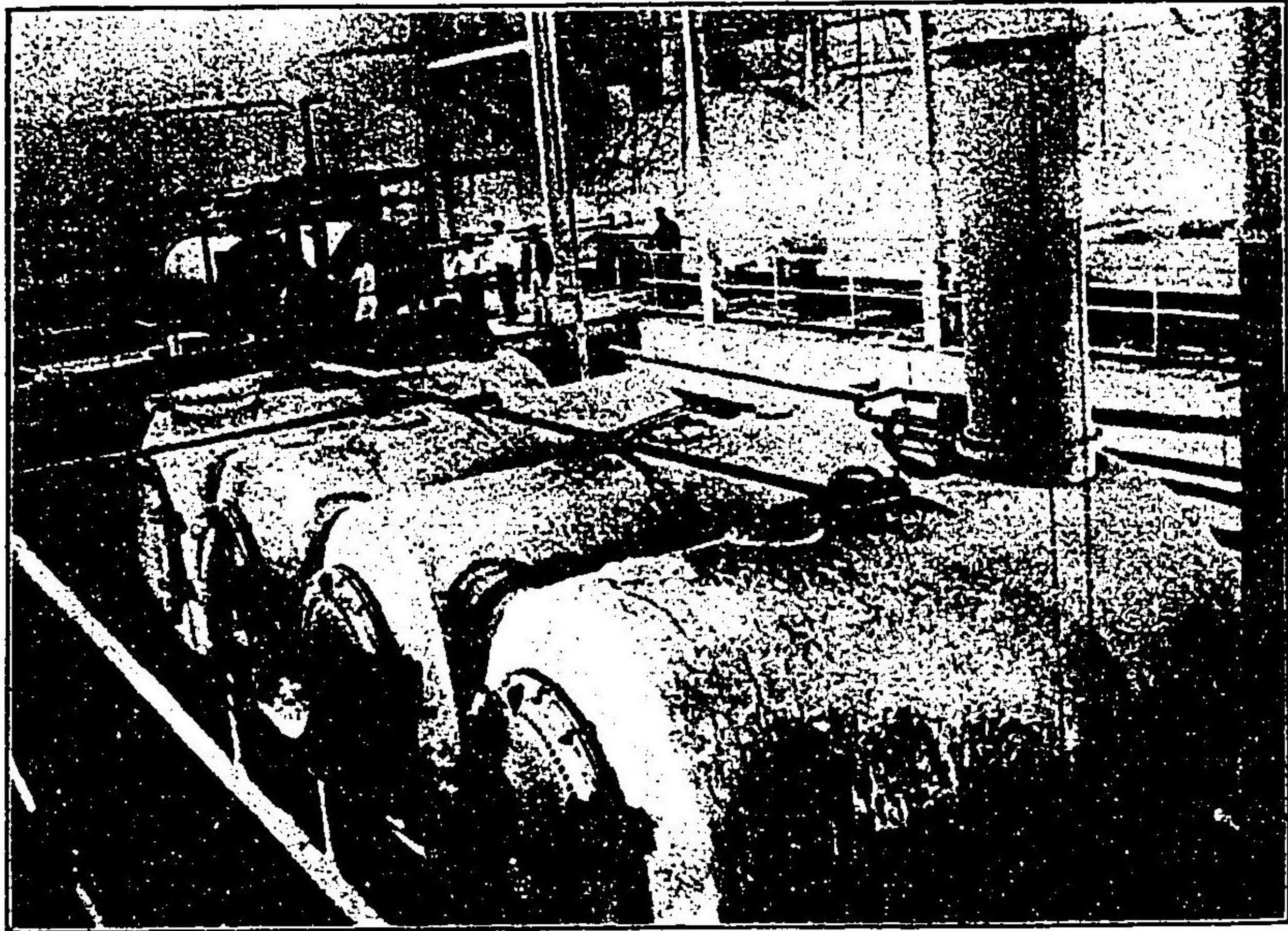
竹仔門の埤圳工事を見たる後、余、蕃薯寮に出で、日中に橋仔頭に下らんと欲して頻りに前程を急ぐ。然るに途上思もかけぬ田野中にて橋夫の晝食を取るを見る。余は其何故に宿驛にて晝食せずして然るかを問ふ。橋夫曰く、警察官が頻りに途を急がしめ、前驛にて食事するを禁じたるがため、此にて食事するのみと、其朴愚なること此の如し。余は此の如くに急きたりと雖も、蕃薯寮に入りしは午後五六時、夕陽西山に没する頃なれば、前途峻坂險厓ありて危嶮なりとの説あるがため、遂に蕃薯寮に宿泊す。蕃薯寮は河邊の市街にして河を隔て、旅

尾の平野あり、田園遠く開けて水利、また善し、是ぞ高砂製糖會社の建築せらるべき地域にして、此等の希望のため、蕃薯寮も何となく生意あり、此夜官民余のため宴を開きて旅愁を慰む。席上、人あり頻りに蕃薯寮を去る八九里の地に温泉あり三四里の間處々噴出するを視るを説く。郵便局長、また母國の人が臺情に暗らきを慨嘆し、曾て生蕃縣、蕃薯寮郡と記したる書簡を送りたる者あるを授き、蕃薯寮を以て或は蕃地なりと信するものなきかを疑ふ。然ども愛ふる勿れ、蕃薯寮は今に於て已に蕃地にあらず、數年の後、余が再遊の時は恐らくは已に殷市と化せん。

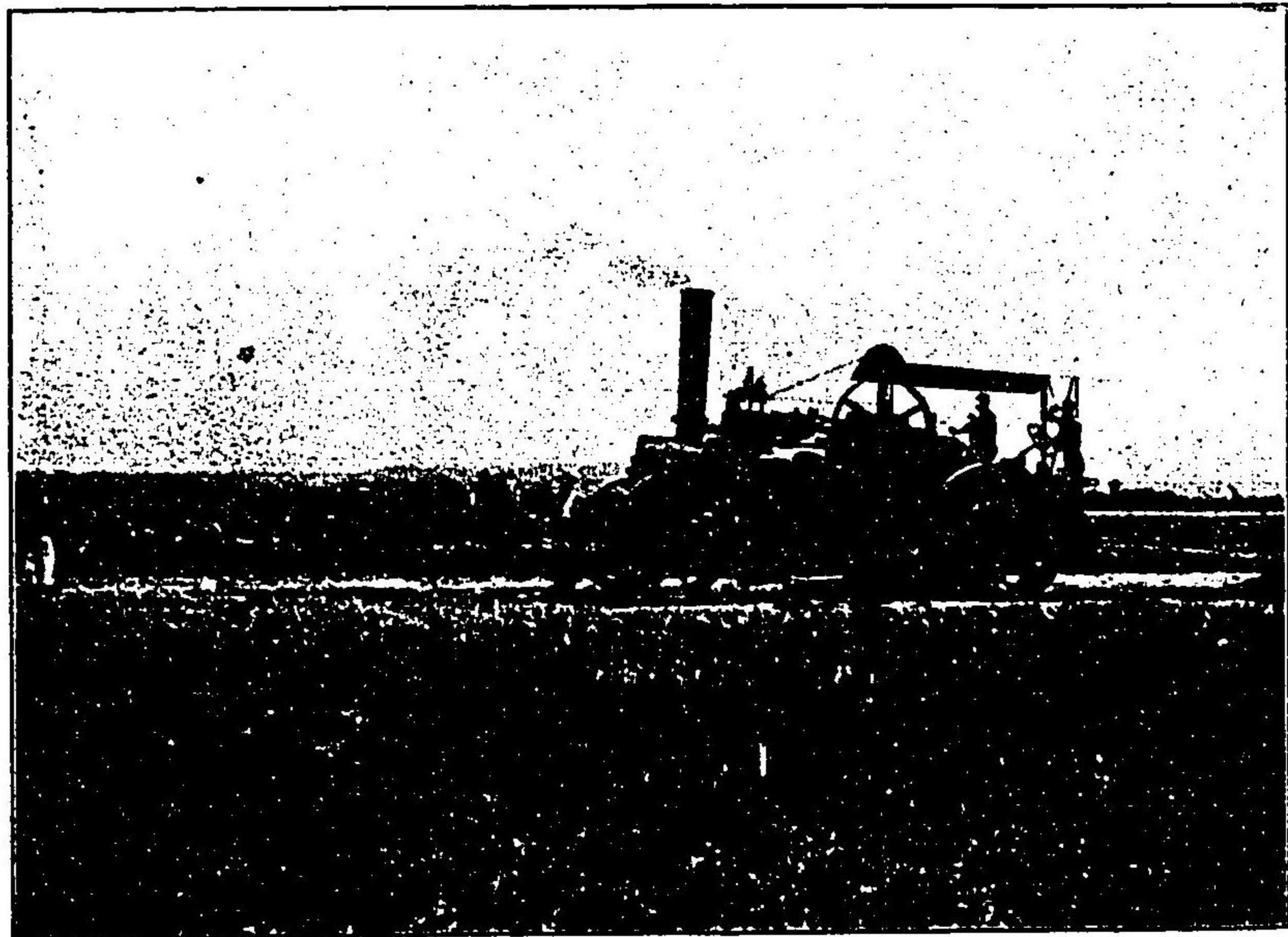
橋仔頭の製糖事業

翌朝八時、輕便鐵道の準備已に成るを報ず。輕便鐵道とは即ち自動鐵道の一種にして、每一車、土人二人を備へ、平地には後より之を推進し、坂路には勢によりて下るものにして、三十度位の傾斜地を全速力にて下るときは、其輕快、自動車の及ぶ所にあらず。若しそれ峻坂、崇嶺、恰かも函根の如きものを下るに至りては其危嶮、名狀すべからず、殆んど神を驚かし、目を駭かすものあり。此

の如く一喜一憂の間、早く已に楠仔坑に達すれば、茲は最早や臺灣製糖會社の勢力範圍にして、瀛車、殊に余を迎へんとして煙を吐きつゝあり。身を車中に投すれば、數十分にして已に橋仔頭製糖會社に至る。此會社の状態も余が前年來遊の時とは全く變化して舊態を止めず。此會社の起りたるは明治三十三年にあり。當時一百萬圓の資本を以て、事業を開始したるものにして、土匪横行、物情洶々、母國の事業家、意を安じて資本を臺灣に投ずるもの少なし。故に此會社は此事業に關する最初の事業なるのみならず、臺灣に於て然るべき起業の最初と云ふを得べし。故に當初にありては會社に銃眼を作り、土壘を築きて、土匪の來襲に備へたるほどなりき。爾來數ば々々資本を増加して事業を擴張し、今や資本一千萬圓にして、拂込は五百五十萬圓に達し、橋仔頭、阿寮、港仔墘、臺南、公館庄等に工場を有し、別に橋仔頭にアルコール工場有り、四千四百町の田を有し、其有する鐵道は一百三十二マイルに達し、之に用ゆる瀛關車十四輛、貨車七百九十臺に達し、巨大なる砂糖



錫發蒸場工綏阿社會糖製灣臺



圖のるゆ用をヲラフ流蒸てに場農林壁後社會糖製灣臺

會社たるのみならず、居然たる一の鐵道會社にして、公衆の通信交通機關を助くること少からず。此外、また全鐵道線に添ふて電話線を布設す。而して其事業は第五期以來純益二割三分以上に達するも配當は尙一割に止む。此外各製糖會社の鐵道を通算するに總計四百九哩にして、此中公衆の用に供するもの二百七十九哩に上り、製糖會社以外の鐵道は臺中輕便鐵道十六哩、雲林拓植會社二十哩、南仔坑番薯寮間の十八哩、彰化鹿港間の八哩、牛馬頭輕便鐵道會社の十九哩ありて、近日起工せらるべき埔里社線の四十哩を合すれば、一百三十二哩にして、製糖會社線と合算すれば五百三十哩の私設鐵道ありとす。以上の如く私設鐵道が南方を縦横に貫通し之に加ふるに電線電話の増設せられて、運輸交通の便の増加したるがため臺灣總督は昨年、末、官制を改正して、行政區劃を更革し、其境域を廣大にしたる所多く、其結果は政費の増加を節約して、事務を簡捷にしたるもの少からず。私設鐵道の勃興のため、行政區劃さへ變更せらるゝに至りては、また盛なり

を云ふべし。

製糖業の大勢 此外、斗六には大日本製糖會社の臺灣工場あり、嘉義には東洋製糖會社あり、明治製糖會社あり、鳳山には新興製糖會社あり、大日本製糖會社を除く六社の資本二千八百八十萬圓に達す、而して此等巨大なる資本によりて巨大なる機械を動かす會社の外、多少の新器械を使用して、少額の粗糖を製出する改良糖部なるもの二百三十八個所あり、此等は其組織小なりと雖も猶ほ、汽力若くは電力を用ゆるものなりとす、以上の會社及び一個人の經營を通算して臺灣全島の産出する砂糖は本年に於ては十八萬噸(三億萬斤)にして其價格は二千四百萬圓に達せんとす、今、日本人民が需要する所の砂糖は五億萬斤内外にして此中母國が産出する所一億萬斤なるを以て、此勢を以て進まんには今後一二年には臺灣の産する所を以て優に母國全體の需要に應じて、外國輸入糖を驅逐するに餘あるに至らんとす、蓋し臺灣の糖業は第一期に於て、製糖の保護獎勵に力を盡

したりと雖も、今や第二期に入りて、甘蔗栽培の獎勵保護及び改良時代となりたれば、近年甘蔗畑の作附反別の増加、異常の勢を生じ、若し四五年來の形勢を以て前途を相像せんには、毎年一割を増加せよせば明治五十年には遙かに六十七億斤の甘蔗を生じ、之より得る所は五億七千萬斤の砂糖となりて、却て製産過多の患を來さんとす、製糖事業が臺灣事業中の大宗たるのみならず、また母國に於ける一大事業たるもの偶然にあらずと云ふべし、實に臺灣に於ては、日々砂糖に關する一事業の開始を見ざるの日なしと云はるゝほどなりとす。

糖業保育政策 以上は固より臺灣の地味が、砂糖産出に適するがためなるべしと雖も、臺灣政府が、臺灣を以て砂糖國たらしめんとする政策に基きて、此事業を獎勵開誘するにあらずんば、決して此の如くなる能はざるべし、然らば即ち臺灣政府は如何に砂糖事業を保護するかと云ふに、政府が適當と見る者には甘蔗苗費、若くは肥料費、開墾費、灌漑排水費、製糖機械器具費を與ひ、時としては之に用ゆ

る現品を與ふることあり、また政府の命令を守りて、製糖事業を營むものに、保護金を下附し、無償を以て土地を貸付し、成功の後、無償にて業主権を附與し、此規則によりて下附せられたる現品金銭は、第三者の権利のため、之を差押の目的とするを得ずと定めて、以て甘蔗の栽培と砂糖の製造とを保護奨励す、然るに此の如き保護奨励は、母國人をして靡然として相率いて製糖事業を起さしむるに十分なるも、未だ以て土民をして甘蔗栽培を勉めしむるに足らざるを以て、政府は更らに各製糖會社のため、一の勢力範圍を定めて、凡そ政府が定めたる區域内にありては、農民は其耕作したる甘蔗を該會社に賣却せざるべからざるを規定して、他の會社が來りて一會社の勢力範圍を犯すを禁じ、同時に政府は甘蔗の最低價を定め、會社が漫に此價格より安く農民を買倒すを禁じ、且つ農民の持參したる甘蔗は、必らず買受けざるべからざるを規定す、故に農民は一の會社の勢力範圍内にありては、高きに賣るの便なしと雖も、之と共にまた其賣るには、市場なきを

嘆するを須へず、彼此兩から相利して損する所なし、また會社にして、農園を作りて自から甘蔗を植へて耕作法を改良せんとするものあらば、政府は行政上の勸誘により、土民をして適當の價格を以て成るべく其土地を會社に賣らしむるを勉む、故に會社は容易に巨大なる甘蔗園を作りて蒸溜プラヲを利用し、大農法によりて耕作するを得、思ふに、數年の後甘蔗に適する一帯の土地は自から甘蔗區畫となりて、他の穀物を見ざるに至りて、一個の瓜哇を現出するならんか、此の如くして瓜哇政府が鞭撻を用へ、血を流し、骨を積みてて爲したる事業を、臺灣政府は平和歎聲の間に爲さんとす、蓋し瓜哇政府は風の神となり、力によりて瓜哇人を強へんとし、臺灣政府は日の神となり、臺灣人をして知らず、識らず、其命に従はしめんとするものなり、余は朝鮮其他に對して漫に寛猛の論を爲すものが、此等の成績に注目せんことを望みて已む能はず、

生意ある喜義

余は橋仔頭を辭して、後嘉義に入り、先づ支廳長を煩はして、ゴム

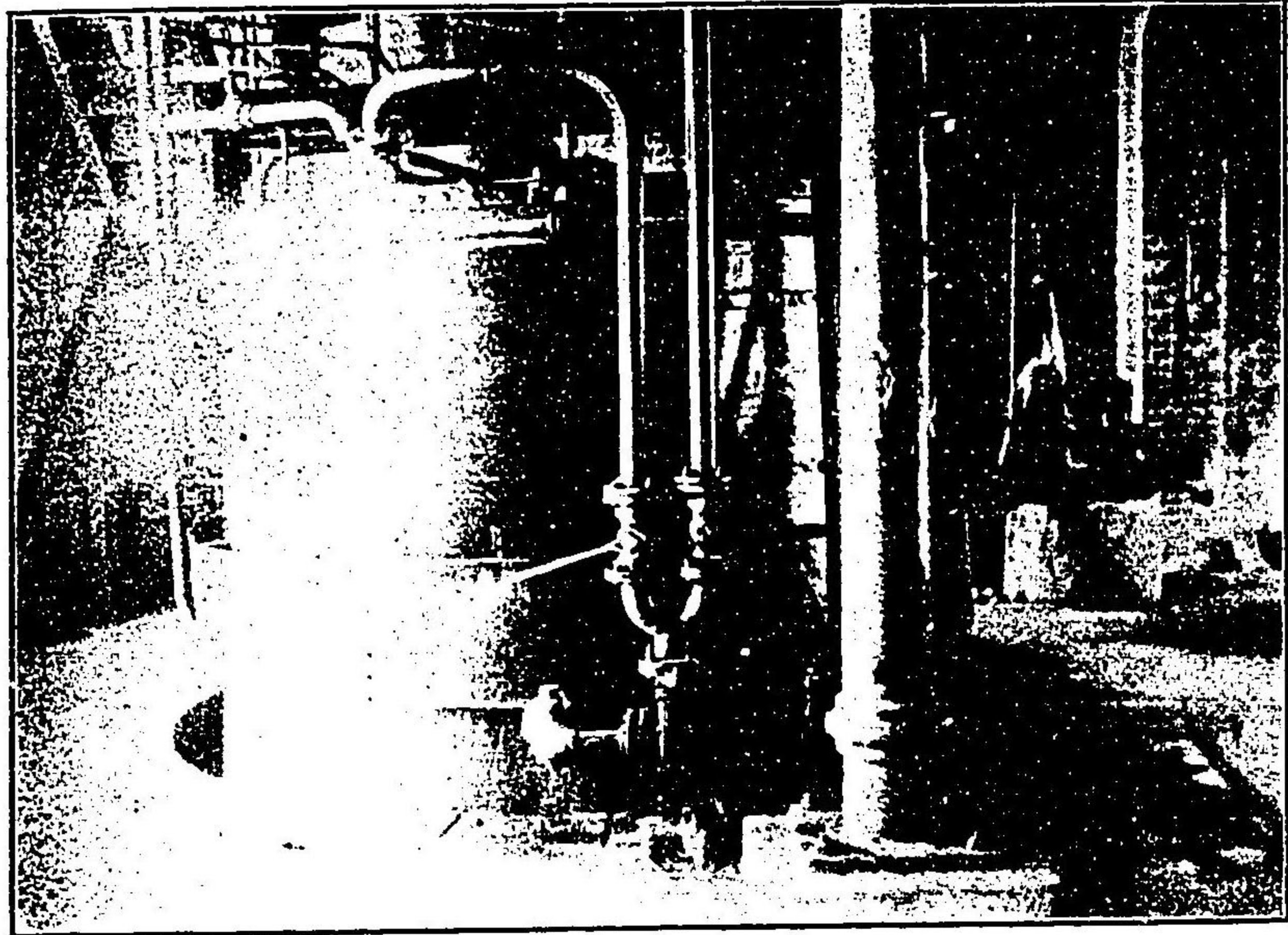
樹試植林を観る。余はブラジル種のマニホットが實生の後、一年餘にして已に三間ほどの喬木となり、其樹幹は直徑四寸に達したるを見て、一驚を喫したり。印度種のバラ、ラッパアは樹幹二寸に過ぎず、高き二間餘に過ぎずと雖も、是れ實生の時が極暑なりしがためなりと説明せらる。舊種フィクス、エラスチカが縦横繁茂殆んど印度瓜哇諸洲に於けると大差なきを見れば、ゴム樹の臺灣に適すること疑ふべくもあらず。政府はまた別に蕃境に野生せるゴム樹を新竹に移植して試験しつゝあり。此等の費用は地方税中より四千圓を投ず。思ふに今後ゴムはまた臺灣に於ける有利なる事業の一なるべし。但だ此の事業たる、巨資を要し、且つ眼前の利益を俟つもの、着手し得べからざる事業たるを忘るべからざるのみ。余が前年此地に駐まるや共に旅館に宿するもの三四人に過ぎず、古城殘壁猶ほ存するものありて、何處ともなく支那時代の空氣市中にあるを感じたりしが、今や此等の遺物其影をすら止めず、旅館はホテルの名によりて現出し、旅客は客室充

滿し、湯殿に至れば鉛管により、清水混々として湧く、是れ嘉義もまた文明の賜たる水道を有するに至りしを知るべし。此夜嘉義の官民、余のために小宴を開きて今昔を語る。余問ふに嘉義の生意、勃々たるは何に基くかを以てす。衆皆な砂糖事業と、阿里山伐裁の希望によると云ふ。座中の紳士、余に勤むるに阿里山に登臨せんことを以てす。余之に答て曰く、阿里山は臺灣政府が適當なる技師を派遣し、技師は専門の學術を有し、専門の機械を携へて測量したる所にして、専門の學術なく、専門の機械なき余が、之を實驗したりとも得る所あるべしと思はれず。實地の問題としては、技師の報告を信せざるべからず。技師を信せずして更らに目撃せんと云ふが如きは迂愚の見のみ。但し技師の報告に基きて、之を斷行すべきや否やは、政治と財政との問題にして、座して決するを得べし。余は技師の報告を信せずして目撃せんとして、地方官民に手數をかけ、自家にまた求めて四肢に汗するが如き迂愚者にあらずと、衆皆な大笑するのみ。此地また模範製紙場あり、歐米式

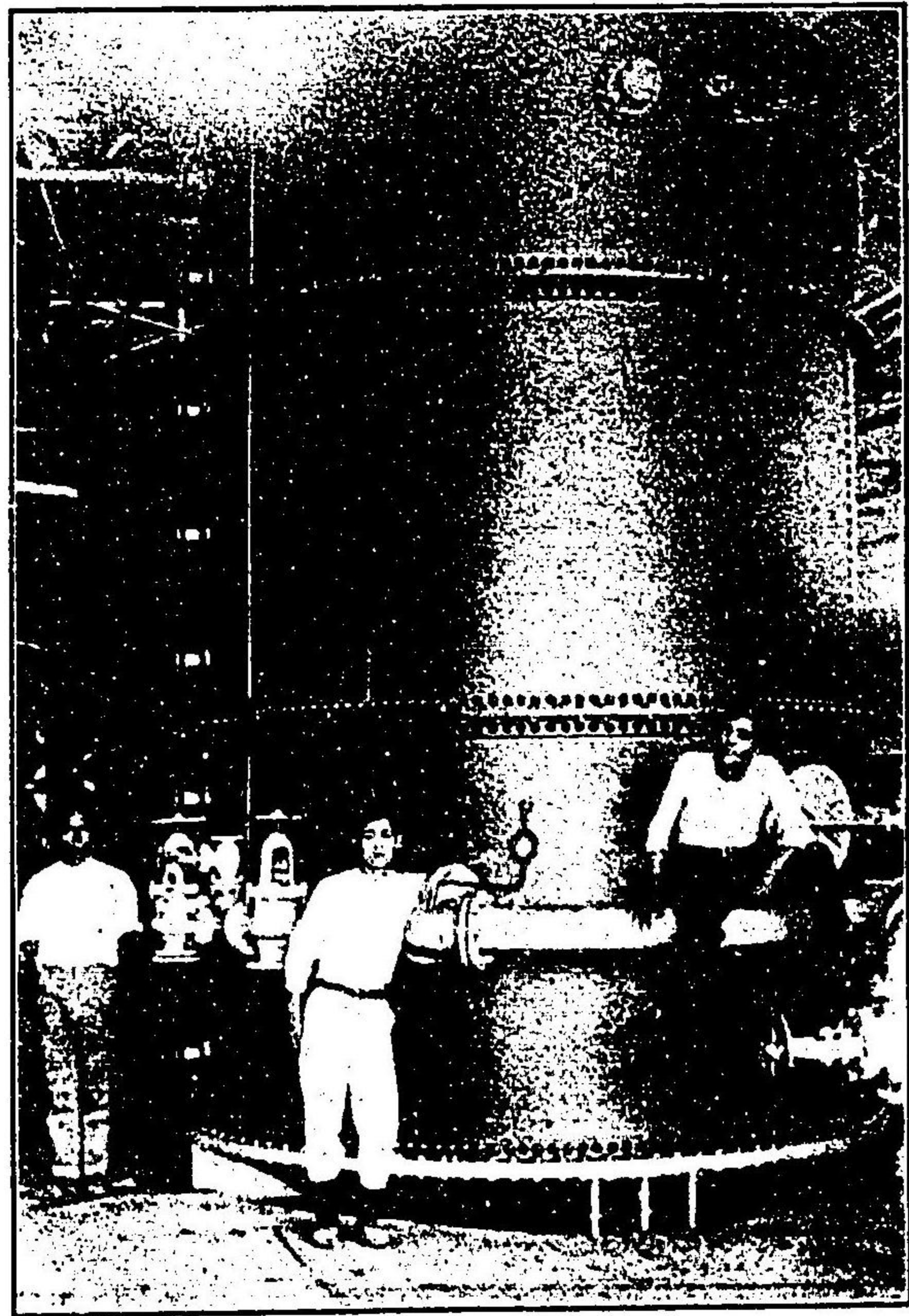
の原料、蒸釜を据付けて、番箋紙、辭令用紙、改良美濃紙を試術しつゝあり、其成績頗る良好なりとす。唯だ余は其經濟的製産となり得るやを疑ふのみ、政府はまた同じく嘉義廳下凍仔脚の竹林に於て、竹肉原料の製造を試めたるに、成績頗る良く、低廉に製産し得るを以て、一臺のピーターを増設したりと云ふ。

臺北に於ける演説

余の嘉義にあるや、臺北東洋協會支部は電信によりて余に一場の演説を求め來りたるを以て、直に臺北に歸りて瓜哇、印度支那等の見聞を語る。蓋し和蘭佛蘭西が如何に其殖民地に於て土人を壓服し、支那人を虐遇するかを見て臺灣に於ける土人の境遇に比較すれば、殆んど天壤の差あり、臺灣に於ては母國人も、土人も、政治上に於ては一視同仁にして區別なく、赤十字事業、其地の社會事業には、勉めて土人の子女を誘はんとし、會社には勉めて土豪を誘はんとし、水理土木事業の結果として、土人は其無限の惠澤に浴せんとし、甘蔗の買入には、政府は一定の價格を規定して、土人農夫の利益保を護せんとし、醫術の恩惠



臺灣製糖社會橋仔頭酒精工場冷却機



臺灣製糖社會阿漢工場空結昌鐵

は勉めて土人の間に擴布せられ、教育は土人の間にも勸誘せらる。而して其海外に出るや殖民地臣民にあらずして、帝國臣民となり、一等國の人民と同一の保護を受く、之を以て和蘭及び佛國の殖民地の土人、及び支那人に語るも、彼等は殆んど天下また此の如き樂土あるを信せざらんとす。實に臺灣は支那人の洞天福地にして、天下支那人に取りて此地ほど幸福なる土地はあらざるべし。支那人たるもの我皇の德澤此の如きを思ふて、忠誠報公の念なかるべからず。一土人あり其富二十餘萬あり、今臺北に在り。曾て言ふ、日本政府が臺灣を領有する以前には、普通の租税の外時々冥加金を徴せられたるあり、また時としては土匪に租税を徴せらるゝあり。是れ猶ほ忍ぶべしとするも、忍ぶべからざるは、毎夜安眠する能はず、家族交る々々夜警となりて、盜賊に備へざるべからざりしこと是なり。蓋し支那政府の時に下りては、政令行届かず、盜賊土匪は人民自から之を備ふるの外、政府の警察の頼むべきものなかりしが故なりと。今や土匪全滅、盜賊跡なく、一日

本人の横暴すらも、土人は直ちに巡査に告げて之を免かるを得べし、此一事以て我國家が臺灣を領有したるを義とするに足る。況んや政治に偏依なく、法律に正義あり、母國人も、土人も、同一皇帝の臣民として、等しく其惠澤に浴し、産業其間に進み、土民の富裕を加へて、生活の状態の改良せらるゝに於てをや。思ふに單一の權利を重んずる法律一點張の批評家より之を見れば、政府の権力強大なることは、即ち之あらん。然ども若し専制の形あることあらば、是れ慈愛なる壓抑ベネボレントナツラツレシヨにして、家長的政府に通有の顯象たり、而して臺灣が家長的政府を要するの時代たるは、また何人も認むる所ならん。假りに臺灣政府をして、十年以前より此家長政府の位置を捨て、純然たる我州縣知事の少しく権力あるものたらしめたりとせよ。今日の平和と、産業の發達とは、決して之を見るを得ざりしならん。蓋し臺灣の如き領地的殖民地にありては、其政治の主題は土人にして、土人は元來母國に對して、歴史的の情懷を有せず、皇室に對して家族的親愛の情を有したるものにあらず。

一旦卒然として兵馬の力によりて收得せられしものなるを以て、彼等が母國に服従して忠良なる臣民となる所以は、政府の権力と、善政と、善政が種じたる生活の安樂に外ならず。若此三者其一を欠けば、彼等は何時にても、叛き去るを辭するものにあらず。而して此三者も詮じ來れば政府の権力強大にして、自由自在に其政治を行ふの一事に外ならず。英國が印度を領有する已に二百年、和蘭が瓜哇列島を有する已に三百年、佛國が印度支那を領有する已に五十年、猶ほ其土人の血液を熱沸すべき要素ありて、何時にても竿を掲げて起つを辭せざるものありて存す。然らば即ち臺灣土人が、平和安靜なりとて其他の被征服人と、同一なる心理状態を有せざるを保せざるべし。世間臺灣土人の權利を云々するものあるも、臺灣人の幸福は現在、己に他國の殖民地にある支那人土人の羨望する所たり。此上に更らに自由を與へて、政府の権力を拘束せんとするは、是れ彼等に放縱と叛亂を教ゆるものにして、また實に彼等の不幸の基たらずんばあらず。余は土人の

權利を云々する人々が、廣く各國殖民地の狀態に照らして、最早此處に満足して可なるを信ず。

異人種の殖民

佛國邊に空疎なる人道論、杓子定規の法制畫一論ありて、相反する兩面より、殖民地政府を攻撃するが如く、我國に於ても、また此種の論者ありて、殖民地政府の權力を制限せんと欲して已まず。其論、局所に於ては、また一理なきにあらずと雖も、大體より論すれば、即ち事情に迂なるを免れず。余は此等の人々が臺灣を一見せんことを望みて已む能はず。臺灣に於ては多數の人民は土足にて、熱天轄地を奔走する人種なり。廣東福建の社會制度を、其儘に維持しつゝある人種なり。臺灣の一友人余に送るに文庫を以てす。其木材は楠にやならん、黄材以て山水畫の造盒を爲し、構造精巧を極む。余其何れの市に購ふたるかを質し、政府の監獄内に於て製作せられたるを聞きて、一驚を喫す。蓋し臺民は古來かゝる巧技あるなく、大半腕力を尊ぶ勞働者にして、手工を知らず、彼等が犯罪によりて、

獄中に投せられて始めて此種の技工を學習す。是れ政府が純粹の勞働のみによりて生活するものを獄外に放てば、生業なきに窮して、再び罪人たらんことを恐れて、此等の手工を教ふるがためなりと云ふ。其我母國と風習の相異なること、此一事を以て卜するを得べし。然れば臺灣が其特有の法律を要すること、英領印度に印度法典あり、蘭領印度に印度法典あるが如く、また自から明白なりと云ふべし。臺灣政府は年來委員を設けて歴史的慣習を調査し、昨年に至りて臺灣私法と名つくる報告の第三章を作るに至りたり。思ふに其實際の法典となりて、土人をして土民の歴史と習慣に基きたる法律の保護を受けしむるも遠きにあらざらんか。それ財産、商業に關して殖民地が特別の法典を要すること此の如し。何ぞ獨り其政府の權力、組織、形體が母國と異なるものあるを怪しまん。而して其母國の慣行と異なるは臺灣總督に律令を發するの權力を與へたる法律第三十一號あるに外ならず。然ども此權力は和蘭が瓜哇の總督に與ふるもの、佛蘭西が印度支

那の總督に與ふるもの、及び英國の王領殖民地の太守が有するものと、相似て、寧ろ温和なるものあり。今臺灣總督が機宜に處して發布したる律令を見るに、二十九年以來二百六十編あり、其改廢を経て存在するもののみにては二百編なり。之に議會が臺灣のために立法したるものを加ふれば前後三百編となる。*今總督が律令を發するの權なしとせば、議會は一々直接に以上の法令を製作せざるべからざるに至らんとす。是れ豈に容易の業ならんや。去れば何れの國の殖民地に於ても、總督を置く以上は、此總督の權力を保證する制度は一の法律とせず、殖民地の憲法として永久に存續せしむるを常とす。余は寧ろ過去に於て、此法律が數ば改廢せられんとしたる所以を怪しむもの也。

貿易に現はれし繁榮

余が會つて臺灣に遊びたるは、三十七年三十八年の兩度に

して、今より五年前にあり。土匪畧ぼ盡きて、秩序將に生じ、工業漸やく起らんとするの時なりしが、余は當時臺灣の前途に矚目すること深く、日本人民が此領土を得たるを賀するの時あるべしと信じたりしも、産業の發達が今日の如く速かならんことは余の豫期せざりし所にして、見る所のもの、余に取りては、悉く是れ劉郎去つて後に植たるものにあらざるはなし。而して産業の大宗は、實に砂糖にあり。砂糖を中心として種々なる事業計畫せられ、砂糖によりて誘起せられたる生意に乗じて、他の事業もまた企畫せらる。余が前度遊臺の時、砂糖は僅かに七千八百萬斤を産するに過ぎざりしが、今や二億萬斤より三億萬斤に達せんとす。唯だ此一事、一切を説明するに足らん。而して其結果は貿易表に現はれて、明治三十七年に一千四十三萬圓の物品を母國に送り、一千二百八十八萬圓の物品を外國に輸出したるものが、四十一年には二千四百四十二萬圓の物品を母國に送り、九百二十七萬圓の物品を外國に送るに至る。其年々の變遷左の如し。

*本章末臺灣施行法令一巻を見よ

外國輸出入品額價(圓)

母國との輸出入價格

年次	輸出	輸入	計	輸入(△)超過(○)	輸出	輸入	計	輸入(△)超過(○)
明治三十年	三,五七〇,〇〇〇	三,五七〇,〇〇〇	七,一四〇,〇〇〇	△	一,一八〇,〇〇〇	六,九六〇,〇〇〇	八,一四〇,〇〇〇	○
同三十一年	三,八一九,七〇〇	三,八一九,七〇〇	七,七三九,四〇〇	△	一,三〇〇,〇〇〇	六,四三九,四〇〇	七,七三九,四〇〇	○
同三十二年	二,二〇〇,〇〇〇	四,一七〇,〇〇〇	六,三七〇,〇〇〇	○	二,一〇〇,〇〇〇	四,二七〇,〇〇〇	六,三七〇,〇〇〇	○
同三十三年	一,〇三〇,〇〇〇	三,七七〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	○	一,一〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	○
同三十四年	八,三三〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一一,三三〇,〇〇〇	○	二,〇〇〇,〇〇〇	九,三三〇,〇〇〇	一一,三三〇,〇〇〇	○
同三十五年	三,七七一,〇〇〇	一〇,一〇〇,〇〇〇	一三,八七〇,〇〇〇	○	一,五〇〇,〇〇〇	一二,三七〇,〇〇〇	一三,八七〇,〇〇〇	○
同三十六年	一〇,九六六,七〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一二,九六六,七〇〇	○	一,九〇〇,〇〇〇	一〇,〇六六,七〇〇	一二,九六六,七〇〇	○
同三十七年	三,二六六,七〇〇	三,二六六,七〇〇	六,五三三,四〇〇	△	二,一〇〇,〇〇〇	四,四三三,四〇〇	六,五三三,四〇〇	○
同三十八年	〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,九六六,七〇〇	一〇,九六六,七〇〇	○	二,一〇〇,〇〇〇	八,八六六,七〇〇	一〇,九六六,七〇〇	○
同三十九年	九,七五〇,〇〇〇	一三,一三〇,〇〇〇	二二,八八〇,〇〇〇	○	一,五〇〇,〇〇〇	二一,三八〇,〇〇〇	二二,八八〇,〇〇〇	○
同四十年	九,七五〇,〇〇〇	一三,一三〇,〇〇〇	二二,八八〇,〇〇〇	○	一,五〇〇,〇〇〇	二一,三八〇,〇〇〇	二二,八八〇,〇〇〇	○
同四十一年	九,七五〇,〇〇〇	一三,一三〇,〇〇〇	二二,八八〇,〇〇〇	○	一,五〇〇,〇〇〇	二一,三八〇,〇〇〇	二二,八八〇,〇〇〇	○

殖民地を掠むるの愚策

其結果はまた財政上に現はれ、三十七年には臺灣の歳

計二千二百三十三萬圓にして、母國より七十萬圓の補助を受け、三十八年度に至

りて、漸やく補助を辭して自給殖民地となりしに、爾後の歳計は、五年間に一千萬圓を増加して、四十三年には經常部三千二百七十二萬圓臨時部五百十一萬圓、合計三千七百八十四萬圓にして、其海關稅は之を母國に貢獻するに至る。それ三千七百萬圓の歳入は、四千萬人の母國が、明治元年より四五年迄に維持したる歳計なりとす。今三百萬人の臺灣が之を維持して悠々たるに至りては、驚くべき變化と云はざるべからず。但し余は臺灣政府が、母國に對して關稅を獻するを見る毎に、頗る奇異の念なきを得ず。我政府が臺灣を領有して以來、未だ曾て之を以て税源若しくは掠奪の目的としたることなく、當局の政治家として、一人も西班牙流の殖民政策を有したるものあらず。然るに昨年に至りて母國財政窮迫の際、遂に關稅統一の名の下に、臺灣の海關稅を母國に掠奪するに至りたり。余は敢て之を掠奪と云ふ、其正當の理由なきがためなり。若し關稅にして統一すべきものならば、鐵道も統一せざるべからず。鑛山も統一せざるべからず。教育も統一せざるべ

からず。然るに政府は從來、臺灣を一の殖民地と見て、法律三十一號を以て總督に自治の権能を賦與するによりて此政策を發表しながら、翻つて海關稅の一事のみは、統一の名の下に、之を母國に奪ふ。是れ其良好なる財源なるを見て、掠めて以て本國の急を救はんとしたるに過ぎずして、自家擅着もまた極れりと云はざるべからず。政府若し臺灣をして母國に貢獻する所あらしめんとせば、何故に陸海軍駐屯の費用として、年々一定の費用を献すること、佛國の印度支那に於けるが如く、英國の東洋殖民地に於けるが如くせざるや。臺灣にして若し其財用を以て臺灣の陸軍を維持すとせば、彼等は悦んで云はん。是れ我陸軍なりと、彼等若し一般の軍艦を作ること命せられんか、彼等悦んで云はん。是れ我作りたる海軍にして漳州人がドレッドノート形の戦艦を母國に献じたるが如しと、此の如くして彼等の愛國心は、其自負の心と相合して愈よ深からんとす。然るに政府其人なく、臺灣の當局に其力なく、遂に海關稅を母國に掠奪するに至る。余は之を以

て我殖民政策の一蹉跌として深く慨嘆せざる能はず。蓋し霜を踏みて堅氷至る。海關稅の掠奪は、殖民地を掠奪の目的とする政策の先驅なれば也。

工業に伴ふ農業の進歩

從來臺灣の工業は、其土地に於て在來生産する原料を基礎として、計畫せられたるものにして、工業は農業に伴ふの勢ありたりき。然るに工業進歩するや、一轉して更らに農業改良の時代となり、其土地の製産力を増加するに至る。即ち甘蔗栽培の如き、政府は從來保護獎勵至らざる所なしと雖も、官府の力のみにては、其目的を遂ぐるに容易ならざりしに、製糖會社勃興して、自家の利害より甘蔗の改良を獎勵するあり、土人もまた善く耕作せられたる甘蔗が、善き價格を有するを悟りたるより、耕作法もまた漸次に改良せられて、政府當初の目的を遂ぐるに近きにあらんとす。甘蔗の如きは在來の舊種にては、一町歩より得る處平均三萬八九千斤より、多きも四萬一千斤に止まるに反して、改良種は平均六萬六千斤より多きは十一萬斤に達するに係らず、農民其利を解せ

すして、改良種の普及意の如くならず、余が前年渡臺の時は舊種を植へたる甲數二萬四千にして、改良種を植へたる甲數九千に過ぎずりしが、今や一轉して舊種を植へたる甲數九千甲に下りて、改良種を植へたるもの三萬甲に達す、是れまた以て農事改良が如何に普及せんとしつゝあるかを推測するに足らん、今瓜哇に於ては一甲の産する所約十二萬六千斤より、多きは十四萬二千斤に達す、固より風土の相異なる、同一なるを希ふ能はざるも、我臺灣の甘蔗も年々改良せられたる後は、畧ぼ之と接近したる製産に達するは、期年にあらんか、以上農業進歩の結果として肥料は新たに臺灣の一大事業たらんとするものゝ如し、農會の勃興も、また著しき顯象にして、其數全島に十七あり、律令によりて保護せらるゝ法人となり、其區域内に於て耕地收場、森林、原野を有し、及び農業林業を營む者は、悉く會員たらざるべからざるものとして、其費用の徴收には租稅息納處分規則を準用するを定め、農會は人を派して耕作法を改良し、肥料を用ゆるを勧め、農場を有して、種

子苗木を賣り出し、品評會を開らきて、農作物の優劣を定むる等、頗る勉むる所多し、政府はまた臺灣米の輸出に方りて、米質を檢查し、或は土性を調査し、或は地質礦業を調査し、或は茶樹栽培を試験して其改良法を講じ、或は畜産共進會を開きて、牛畜改良を圖り、種禽場を設けて家禽良種の普及を圖り、或は苗代改良費を補助して、共同苗代品評會を開き、綠肥を奨励し、或は園藝試驗場を作りて柑橘類の栽培法を改良せんとしたる等、手段百端、講せざるなし、總督はまた其家庭の嗜好より養蠶を試みんとし、頗る意を用ゆ、此等の政策の結果として、開墾事業もまた大に進み、一昨年來の調査によれば官有地開墾の許可せられたるもの千八百九十九件、面積五萬三千三百八十二甲にして、已に成功したるもの三千四百三甲に達す、一言にして之を評すれば、臺灣は今正さに工業によりて誘起せられたる改良農業の時代と云ふべきか。

蕃地開拓の進歩

前年余が臺灣に遊びたる頃は土匪正さに夷平せられて秩序

新たに起り、産業漸やく興隆して、財政將に自給せられんとしたる時に際し、余は臺灣統治の成功を認識したる第一人にして、内外に向て之を稱賛したりと雖も、唯、生蕃夷平の一事に至りては未だ其功を擧げざるを嘆息して思らく臺灣の地は二千三百三十二方里ありと稱すと雖も其三分の一は生蕃境に屬す。今渺たる十萬の生蕃、一千六千方里を占有し而して陸海軍あり、警察あり、交通機關ある政府の政令は、七千方里の外に達せずと云ふに至りて、何等の怪事ぞと。蓋し當時の政府は、土匪と、財政と、産業に全力を澆ぎて、また力を生蕃夷平に用ゆる能はざりしならん。然るに當今の總督が任に臺灣に赴くや、更に大に力を蕃地開拓に用へんと決心し、頻りに蕃界に向て地を展ばさんとし、撫蕃討蕃、頗る勉め、而して展進したる領域には母國人を植へんことを企畫し、一昨年の十二月、花蓮港の西南にある七脚川蕃の反抗して隘勇線を襲ふるや、山砲二箇、小隊、歩兵一中隊、警察隊四十三人を動かして、之を討伐し、殆んど其巢窟を轉覆し、新たに隘勇線を進めて太

魯閣蕃を威歴して震懼せしむ。また新竹廳下油羅山方面及び桃園廳下帽盒山方面に在る生蕃は最も兇惡にして、數ば我隘勇線を襲撃するを以て、昨年七月以來全力を盡くして此方面の生蕃を夷平せんとし、交戦四ヶ月にして遂に帽盒山一帯の地を占領して、隘勇線を進め、此邊一帯の生蕃地の死命を制するに至りたり。従前土地調査局ありて大體の陸地を測量したりと雖も、蕃地に至りては猶ほ多く力を用へずして、調査局を閉ぢ、之がため南部地方に於ても、高山蕃地は知るべからず。北部に至りては隘勇線外の地は全く知るべからず。然るに以上の如く近時討蕃、治蕃に力を盡すがため、測量の業大に進み、て今後の開墾理蕃に便益する所少からず。現總督は生蕃地を開拓すると共に、母國人を移植するを以て其政策の骨子とするもの、如く、力を盡くして母國の農民を招練せんとし、四十二年度の豫算中に移民奨励費三萬圓を計上し、また臺東鐵道を敷設して、同地を開拓すべく、而して理蕃費として、更らに千四百五十萬圓を向ふ五ヶ年間に支出せんと

更らに官吏の家庭に就ての統計を見るに、勅任官十人中、妻を有せざるもの三人、奏任官二百二十六人中、妻なきもの二十九人、判任官三千一百八十六人中、妻を有せざるもの一千二十六人、判任待遇官四千三百二十九人中、妻を有せざるもの二千七百十七人なりと云ふに至りては、少しく面白からぬ顯象と云はざるべからず。其原因に至りては、物價の高きもの其一に數うと雖も、臺灣官吏は母國の官吏に比して加俸あり、官舎あり、決して母國の官吏より生活の苦痛多しと云ふを得ず。思ふに母國の婦人が臺灣の炎暑を恐るゝこと、必らず其一に居らん。余は此の如き形勢は久うして後、官吏の氣風を損傷して、遂には其清廉を維持する能はざるに至らんことを恐る。當局及殖民地の事を憂ふる者、宜しく此に處するの良法を案出せざるべからざる也。

臺北研究所を見る

最後に余は現在の政治には何等の關係なきも、將來島民の幸福及び延いて人類全體の文明に關係少なからざるべしと信せらるゝ一事業

を記するを得るを喜ぶ。即ち研究所の事業是れなり。臺北ホテルの窓より南東を望むに、赤煉瓦の一建築あり、歩して至れば十五六分にして達すべし。是即ち研究所にして其名の示めすが如く、百般の事物を科學的に研究せんとするものにして、専門の學士、各々其部局に關して研究討索し、孜孜として老の將に至らんとするを知らざるものゝ如し。余が訪問したる時は、化學室の一學士、余のためにアルコールによりて白金を焼き、之により非常に高度の熱を發し、而して自動計によりて此熱を測度するを示す。余は階上の動物研究室に至りたるに、白蟻は正に研究の題目たり。白蟻と云ふも蟻に似て通常の蟻にあらず。其社會組織は通常の蟻よりも一段進歩せるものゝ如しと云ふ。白蟻調査報告書あり。若しそれ此蟻が熱帯地の建築を破壊する威力の大なるは、各國熱帯殖民地政府の皆な共に苦しむ所なりとす。若し此研究にして成功し、且之に處する方法の發見せられんには、獨り臺灣の幸福のみにあらざるべし。余は更らに階下の研究室に至りしに、モルモ

ツトに各種の病菌を注射するの試験を行ひつゝあるを見たり。思ふに此研究所より直接に生ずる處の結果は、甘蔗茶園の如く實質的ならずと雖も、我殖民政治が單に得失の算數のみに拘泥するものにあらずして、高貴なる希望を有するものたるを證明すべき一大事業なれば、余は當局が其豫算に於て、十分寛大にして、廣く天下有爲の學士を抱容し、熱帯科學の一面に於て、世界唱主の地に立んことを希はざるを得ず。

我殖民は臺灣に止まるべきか

余が今回の臺灣歴遊は其時日少くして、多くを

見る能はざりしは甚だ遺憾なりと雖も、産業の發達、意外に速かにして、生々の氣全島に充滿し、會遊の時に比して殆んど革面の狀あるの一事に就きては余は全然満足して歸りたりき。而して此發達が傾臺以來僅かに十四年間に爲されたり云ふに至りては、之を三百年領有のジャグア、スマトラに比し、之を一百年を経たる佛領伊度支那に比して、聊か大日本國民のために氣を吐くに足ると云ふべし。

勿論我等は皆な聖人にあらず、過去に於て多くの誤謬を爲したるは之を認認せん。我等は時として殺すべからざるものを殺したることあらん。許すべからざるものを許したることあらん。無益の財用を、殆んど溝中に投じたることあらん。爲さざるべからざることを委棄して、省みざりしこともあらん。然ども兎も角も成功したり。創痍は癒されたり。人民富裕となり、其の生活状態は改良せられ、三百萬人を以て七千萬圓の輸出入貿易を營み、三千万圓の歳計を維持し、六百万圓より七百萬圓の地方政費を支出し、排水灌漑、農事改良、工業保護等が政治の眼目となりて、毫末民心に動搖なく、而して母國の貿易も之によりて進む所また頗る巨大なりとす。凡そ近世の殖民地中、此の如く迅速に、此の如く安全に、發達したるものありや。余の寡聞なる未だ之を知らざるなり。我國家殖民國として啓行したるは臺灣に始まる。而して其成功此の如し、余は我國民に殖民の才能あるを疑ふ能はざるなり。嗚呼此の如き殖民の才能ある國民が、其才能を試みるの機會、僅

かに此に止まらざるべからずと云ふか、余は之を信する能はず。皇天親なく唯徳、是れ助く、余は今後我國民が太平洋上に爲さるべからざること多きを信じ、其時の必らず遠からざるを信じて疑はず。而して臺灣の政治は獨り島民の撫御のみに限られず、此希望とホーライズンを畫きたる經綸より算出せられざるべからざるを信するもの也。

臺灣施行法令一覽

第一門 律令	第二門 法律	勅令施行ノ法律
第一號 臺灣總督府法院條例 第二號 臺灣總督府臨時法院條例 第三號 臺灣總督府非常通信規則 第六號 臺灣總督府規則 第八號 臺灣傳染病預防規則 第九號 製茶稅則	第六三號 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 第七八號 臺灣總督府所屬職員ニ官吏恩給法及官吏退職扶助法適用ノ件 第九二號 臺灣ニ會計検査院支廳設置ノ件	勅令第一六七號 會計法 勅令第二九三號 勸業 勅令第二〇三號 勸業 勅令第八五號 陸軍刑法 勅令第二〇三號 海軍刑法 勅令第八六號 一五年太政官第六七號 勅令第一〇一號 戒嚴令 勅令第二八四號 海軍電信條例 勅令第一四八號 聯合條約規則 勅令第二八五號 郵便聯合國郵便切手 勅令第三三九號 郵便法 勅令第九一號 一三三法律第八二號 勅令第一六一號 法律 勅令第二〇五號 貯蓄銀行條例 勅令第二二三號 關稅定率法

年 一 三 治 明	布 發 年 〇 三 治 明	布
第二號 刑事關係判決ノ正本、原本、抄本請求ノ手数料 第三號 契稅規則中改正 第四號 臺灣船籍規則 第五號 臺灣租稅滯納處分規則 第六號 民事訴訟用印紙規則 第七號 臺灣總督府法院執達規則 第一〇號 民事訴訟費用規則 第一一號 刑事訴訟費用規則 第一二號 私設鐵道會社ニ關スル律令 第一六號 臺灣總督府法院條例 第一七號 臺灣地方稅規則	第二號 臺灣阿片令 第四號 契稅規則 第二號 臺灣總督府特別會計法 第三八號 臺灣銀行法	勅令第一六七號 會計法 勅令第二九三號 勸業 勅令第二〇三號 勸業 勅令第八五號 陸軍刑法 勅令第二〇三號 海軍刑法 勅令第八六號 一五年太政官第六七號 勅令第一〇一號 戒嚴令 勅令第二八四號 海軍電信條例 勅令第一四八號 聯合條約規則 勅令第二八五號 郵便聯合國郵便切手 勅令第三三九號 郵便法 勅令第九一號 一三三法律第八二號 勅令第一六一號 法律 勅令第二〇五號 貯蓄銀行條例 勅令第二二三號 關稅定率法

印度支那より臺灣

年	治	明	布	發
第一八號	臺灣總督府法院判官懲戒令			
第二〇號	臺灣阿片令中改正			
第二二號	保甲條例			
第二三號	臺灣總督府臨時法院條例中改正			
第二四號	匪徒刑罰令			
第二五號	重罪輕罪控訴豫納金規則			
第二六號	保稅倉庫ニ關スル律令			
第一號	民事上ノ訴ニ關スル件	第二號	臺灣陸軍軍法會議法	三二年法律第四〇號 (失火ノ責任ニ關スル件)
第四號	臺灣獸疫豫防規則	第七號	二九年法律第六三號中改正 三二九號	
第五號	明治三二年律令第一號中改正	第一三號	事業公債及鐵道公債特別會計法	三二年法律第五三號 (銀行ニ關スル法律ニ定メタル通料ニ關スル件)
第六號	臺灣下水規則	第三四號	臺灣銀行法中改正	三二年法律第六八號 (外國船隻乗組員ノ逮捕留置ニ關スル補助法但シ第十一條ヲ除ク)
第七號	臺灣食鹽專賣規則	第三五號	臺灣銀行補助法	三二年法律第九四號 (國籍喪失者ノ權利ニ關スル件)
第一〇號	臺灣汽船検査規則	第七五號	臺灣事業公債法	國籍法
第一一號	臺灣供託規則	第七八號	事業公債及鐵道公債特別會計法中改正	勅令第二九〇號 特許法、意匠法、商標法
第一二號	臺灣不動產登記規則			勅令第三〇一號 著作權法
第一三號	外國人ノ署名捺印無効力證明方			勅令第三〇二號 遺失物法
第一四號	臺灣鹽田規則			
第一七號	臺灣食鹽專賣規則中改正			
第一九號	臺灣輸出稅及出港稅規則			
第二〇號	臺灣關稅規則			
第二二號	律令ニ依ル豫用法律ノ改正			

年	治	明	布	發
第一號	外國人ノ土地取得ノ件	第七五號	臺灣在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料	勅令第三三二號 登錄稅法
第二號	土地貸借ノ期間	第七六號	臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料	勅令第三六五號 行旅病人及行旅死亡人取扱法
第三號	臺灣新聞紙條例	第七七號	臺灣ニ於テ地方稅支辨ノ體裁ヲ受クル文官判任以上學校職員ノ退料及遺族扶助料	勅令第一一號 海上衝突豫防法
第四號	外國領事廳登記簿簿本ノ效力	第八〇號	二九年法律第九二號廢止規則	三二年法律第五〇號 (官署機關ノ郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金ニ關スル現行法律ニ關スル件)
第五號	臺灣醫藥士規則	第八三號	裁判所及臺灣總督府法院共助法	三二年法律第三〇號 (傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金ニ關スル件)
第七號	番地ニ關スル律令			郵便法
第八號	臺灣水難救護規則			勅令第二九二號 勅令第三三九號 郵便爲替法
第二二號	臺灣食鹽專賣下代金延納ノ件			鐵道船舶郵便法
第二三號	臺灣銀行發行銀行券通用取受行使			
第二四號	臺灣家屋建築規則			

印度支那より臺灣

三四五

明治三七年發布	明治三八年發年
第一四號 通貨及證券換取規則 第一號 罰金及答刑處分例 第二號 利息制限規則 第三號 廳長ノ民事争訟調停等取扱ノ件 第四號 犯罪即決例 第七號 銃砲火藥取締規則 第一〇號 出典地業主權ニ關スル律令 第二號 臺灣地租規則 第三號 臺灣地方稅規則中改正	第一號 臺灣烟草專賣規則 第二號 外國裁判所囑託ニ因ル共助ノ件 第三號 臺灣土地登記規則 第四號 地方法院及其ノ出張所ノ管内ニ登記所設置ノ件 第五號 臺灣登記稅規則 第六號 契稅規則中改正 第七號 明治三二年律令第一二號中改正 第八號 商業非訟事件印紙規則 第九號 民事訴訟特別手續 第一〇號 刑事訴訟法特別手續 第一號 法廷取捕等ニ關スル件
第一五號 臺灣商業公債法中改正	
勅令第二四號 海軍治罪法 勅令第九三號 非常特別稅法中砂糖消費稅輸入稅手續及石油消費稅 勅令第一四七號 三十七年法律第一七號(無名ノ國債ノ目的トスル實權ノ設定ニ關スル件) 勅令第一九七號 海軍軍人軍屬違警罪處分例	勅令第五七號 三十八年法律第六六號(外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券及券偽造變造及模造ニ關スル件) 勅令第一六五號 郵便貯金法 勅令第一七八號 保管金規則 勅令第一九〇號 實用新案法

明治三九年發布	明治三九年發年	布
第一號 臺灣公學令 第二號 樟樹造林獎勵規則 第三號 臺灣永代借地整理規則 第四號 臺灣永代借地調查規則 第五號 臺灣永代借地調查委員會規則 第六號 臺灣酒造稅規則	第一〇號 臺灣礦業規則改正 第一號 工業用酒精稅規則 第九號 明治三九年法律第六三號第三條ニ依リ土地產額ニ清國人ヲ業主名義トスル場合ノ處分 第七號 臺灣彩票ニ關スル件 第八號 臺灣輸出稅及出港稅規則中改正 第三號 臺灣度量衡規則 第四號 臺灣土地登記規則中改正 第六號 明治三五年律令第八號中改正 第一號 臺灣種痘規則 第二號 臺灣浮浪者取締規則 第三號 臺灣度量衡規則 第四號 臺灣土地登記規則中改正 第六號 明治三五年律令第八號中改正 第七號 臺灣彩票ニ關スル件 第八號 臺灣輸出稅及出港稅規則中改正 第九號 明治三九年法律第六三號第三條ニ依リ土地產額ニ清國人ヲ業主名義トスル場合ノ處分 第一〇號 臺灣礦業規則改正 第一號 工業用酒精稅規則	第二號 明治三四年律令第一九號中改正 第三號 明治三二年律令第一九號中改正
第四號 臺灣官設鐵道用品資會會計法中改正法律 第三〇號 臺灣ニ於ケル特別輸入稅ニ關スル法律 第五二號 裁判所臺灣總督府法院統監部府法院又ハ理事廳ト關東部府法院間法律上共助ノ法律	第三號 臺灣銀行法中改正 第五號 明治三五年法律第二九號中改正 第二號 明治三三年法律第七五號中改正 第二號 明治三三年法律第七六號中改正 第二五號 臺灣總督府鐵道部現金前渡官吏設置ニ關スル法律 第三一號 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律 第五六號 韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律	
勅令第三二七號 三三年法律第五二號(法人ニ於テ租稅及營業專賣ニ關シテ犯罪アリタル場合ニ關スル件)		

印度支那より臺灣

年 一 四 治 明	布 發 年
第一號 臺灣糧草專賣規則中改正	第七號 臺灣噸稅規則中改正
第二號 臺灣ハスト病毒汚染物處分規則	第九號 臺灣輸出稅及出港稅規則中改正
第三號 臺灣ハスト預防組合規則	第一〇號 工業用酒精及稅規則中改正
第四號 坤甸規則	第二一號 臺灣間接國稅犯則者處分規則
第五號 臺灣總督府法院條例中改正	
第六號 臺灣輸出稅及出港稅規則中改正	
第七號 臺灣印紙稅規則	
第八號 臺灣紙幣類假證券取締規則	
第九號 臺灣刑事令	
第一〇號 臺灣監獄令	
第一一號 臺灣民事令	
第一二號 船舶登記ニ關スル件	
第一三號 公證規則中改正	
第一四號 臺灣警務廳除穢防規則	
第一五號 貨銀幣及組銀ノ移入及輸入禁止ノ件	
第一六號 明治三十七年律令第九號廢止ノ件	
	第三一號 國庫出納上一總未滿ノ總數計算ニ關スル法律
	第三四號 租稅其他ノ收入徵收處分屬託ニ關スル法律
	第一四號 臺灣事業公債法中改正法律
	第三八號 明治四〇年法律第三一號中改正法律
	勅令第一三一號 石油消費稅法
	勅令第二三〇號 陸軍刑法、陸軍刑法施行法、海軍刑法、海軍刑法施行法

布
第一七號 一圓銀貨幣引換ノ件
第一八號 臺灣農會規則
第一九號 一圓銀貨幣以テ引換フヘキ銀行券ノ通用期限ノ件
第二〇號 臺灣私設鐵道規則

律 令 及 法 律 件 數 表

年	發 布 シ タ ル 件 數		現 存 ス ル 件 數	
	法	律 令	法	律 令
二	一	二	一	二
三	二	三	二	三
四	三	四	三	四
五	四	五	四	五
六	五	六	五	六
七	六	七	六	七
八	七	八	七	八
九	八	九	八	九
一〇	九	一〇	九	一〇
一一	一〇	一一	一〇	一一
一二	一一	一二	一一	一二
一三	一二	一三	一二	一三
一四	一三	一四	一三	一四
一五	一四	一五	一四	一五
一六	一五	一六	一五	一六
一七	一六	一七	一六	一七
一八	一七	一八	一七	一八
一九	一八	一九	一八	一九
二〇	一九	二〇	一九	二〇
計	一九	二〇	一九	二〇

印度支那より臺灣

三五二

第九 經國の大業不朽の盛事

(四十三年一月一日大阪毎日新聞)

日本人と馬來人

余は去年の夏、馬來人の國を見んと欲して、南方の蘭領、佛領、英領諸殖民地を旅行し、得る所甚だ少なくなかつた。其政治上の觀察に至つては、自他日世間に問ふ時も來るであらうと思ふが、茲には人種、自然の力、及び文章學問に付て感じた所を述べて見たいと思ふ。我日本人種の本源は何處にあるかと云ふことに付ては、識者の間議論少からず、併ながら大體に於て南洋より來りし馬來の血液が最も多いと云ふことは疑はれぬ所である。余は嘗て古事記に於てマナシカタマの船と云ふ文字があることを見たことがあるが、學者之を説いて竹の籠にて作りし船と云ふことを言つて居る。併ながら竹の籠にて作りし船が、如何にして人を乗せ得るかと云ふとは、余の解する能はざる所であつた。然るに

今回安南地方及び瓜哇、スマトラ等の海濱に於て、實際籠にて作られし船を屢々見た。其籠は皮の附きたる竹にて編み、舷はチイクの木にて作り、而して籠の内部は漆の如き一種の油を塗つて、水の浸入を防いである。故に波濤に抵抗すると云ふよりは、寧ろ波濤に弄ばれて、轉覆を免るゝ至極便利なものである。之を海濱に運ぶ時は、一人の力を以て大なる船を撐へる程で、極めて巧妙なる製作である。余は茲に於てか手を拍て歎じた是れある哉即ち是れマナシカタマの船で、古事記の註釋は茲に於て確められたのである。又我國の上代に於ては、公卿が和歌を歌ふて其志を言ふ、殊に戀などに對して思を述ぶることは、多くは和歌に依つて行はれ、男女市場に立ちて、直に和歌を唱へ合つて、其思を述べたと云ふことを聞いて居つたが、余は現にスマトラに於て此遺風の存續するのを見た、則ちスマトラに於て最も婦人の愛情を得る男子は、身體剛健にして、而して此歌の掛合に於て巧なるのである。公會若くは私會に於て男女相樂まんとするや、席を左右に別け

て、男子歌を唱ふれば、女子之に和し、女子之を唱ふれば、男子之に應へると云ふ、所謂掛合歌をするのである。其歌たるや新歌たると古歌たるとを問はず、前者の唱へし歌と關聯ある意味の歌を唱へねばならぬのである。其一例を擧ぐれば斯くの如き歌がある

甲、深き水は益々深けれど、小山の雨は歌む時もなし。君を思ふ心は益々深けれど、我思の遂げん望もなし。

乙、月若し全く満ちなんには、何故か雲の中に現はれざる。君若し操に變りなくば、何故か我見ることを許さざる。

斯の如き調子にて男女相和し而して其最も巧なものが、戀に於ても成効すると云ふことである。是等の風は我上代に於ける和歌の掛合など、聯想すれば、必ずや關係のあることであらうと思ふ。

二者類似の諸點

余は又瓜哇に於て、古代の劍は多くは蛇形になつて居るのを

見た。蛇形とは則ち蛇の走るか如き屈折したる形を云ふ。余は何故に斯かる形をして居るかと説明を乞ふたるに、古事を知る者あつて余に説明して曰く、昔我國に於て未だ刀劍鍛錬の術巧ならざる時には、手を以て鐵を握み、之を以て鍛錬に代へて、稍形を爲したるものである。是れ即ち手にて握りたるが如き幾多の屈折ある。所以である。その最も少なきものは七束あれども、王者の用ゐるものは十二束までであると云ふ説明であつた。茲に於てか余は素謹^{ソクジン}鳴尊^{ネノミミノミ}の八束^{ヤツカ}の劍なるものは、古來長さ八束であると云ふ説明では不充分であると思ふたが、此蛇形の如き七束の劍の事より考へて見れば、即ち蛇形の劍を云ふものではあるまいかと思ふ。其他土人が檳榔子を噛むが爲めに、齒が黒くなることは、昔も今も變りないことであるが、此風たるや獨り女子のみならず、男子にも及ぼすのであつて、之を以て古代我國の公卿が、故なく其齒を染めたと云ふ風と、比較して見れば、我々の祖先は檳榔子を噛んで、齒を染めたる南洋の人々が、此温帯に來て、噛むべき檳榔子

が無きがため、『お齒黒』を以て、故らに齒を染めて、以て祖宗の風を維持したのであらうと想像が下されるのである。また我國では廁を訓して『カフヤ』と云ふがマレ一人の國に於ては廁は實に河上に設けられて人の手を待たず、河水自から糞便を洗ひ去るのである。我國も昔しは河上に廁をつくりし者が『カフヤ』と訓する原因であらうと思ふ。又スマトラ及び瓜哇の一部に於ても、社會の組織は母系組織であつて、男女相娶ることも、其妻は男子の家に入らず、依然として母の家に在つて、婿たるものは其女子の家に通ふこと猶我上代の風俗と異なる所なきを見ては、我古代の社會組織と今日スマトラ瓜哇の一部の組織と相似たりと云はねばならぬ。又婦人の節操に付ては、極めて嚴重であつて、苟も其婦人の節操に關するとあらば男子は身命を賭して争ふと云ふやうなことは我國と極めて類似したる所がある。凡そ是等馬來人今日の風習と、我國上代の風俗と、相類似したる點を擧ぐれば、指を屈するに違あらぬ程であるが、此二三の事實に付てすらも、我人種と

馬來人種との間には、確かに關聯があると云ふことは言ひ得るのである。余は竹を以て鳥居の如きものを建て而して「竹の柱に葺の屋根」の家の中に、藁付の米が乾される所を見ては、此家に入りしならば、或は我國の祖先の過去帳でも、あるにはあらざるかと思ふたことがある位である。

何故に馬來人は劣るか

茲に於てか一の問題が起る。日本人と馬來人と、親しく

同一の祖先より來たものならば、何故に日本人は今日世界大國の伍伴に列し居るに拘はらず、我同胞同系の馬來人のみは、南洋地方に於て、半ばは奴隸の状態に在つて、憫れなる生活を送りつゝあるか。是れ誠に興味ある問題である。或は之れを説明して、馬來人は純粹の馬來種に、劣等なるネグロ人が多少混合したに過ぎぬ。然るに日本人は支那大陸、朝鮮半島より來つたる稍高等な人種と相接合したるがため、血液の混合を起し、之れが爲めに今日の如き大國民となつたと云ふ者もあらう。併ながら若しモンゴリヤ人との結合が、高等な文明を作る原因であ

つたならば、印度支那の北方即ち東京地方トシヤンに於ては、優に大國民が生じて居らねばならぬ。と云ふのは、此地方は屢々異人種の間で戦争を起し、極めて猛烈なる性情を有して居る南方の支那人が、馬來人との血液の混合を起した地方である。然るに東京地方に於ては依然たる馬來人の状態を持続するの外はない。然るに日本に於てのみ、今日の如く高等なる發達を來したる理由は、何處にありや。これは只モンゴリヤ人との血液の混合と云ふだけでは説明すべからざる現象である。余は茲に於て惟へらく、是れ全く文學の力である。

努力の要なき熱帯

則ち馬來人の住居する地方は、熱帯を中心として、南北に分

れ、北に至つても尙二十八度の半熱帯に止まるのである。此熱帯に於ては、天は無代價を以て食物を供給して居る。米を蒔けば肥料を費さるも、天は自ら肥料を與へて米を作り、又山野到る處に芭蕉あつて、四時バナ、の實を生ずるので之を採つて喰ふは、僅に一舉手一投足の勞である。また我國の謠に窮迫の結果土を喰

ふと云ふことがあるが瓜哇地方に於ては食物に代る土がある。又風雪の密なきため、家は竹の柱に萱の屋根を以て作り、而して竹及び萱は山野に充滿して、居つて、今日馬來人の家は、二十四時間にして作り得る程である。又氣候暖熱にて、只己の羞恥を掩ふために、着物の必要はあるが、防寒のため衣服を着るの必要はない。茲に於てか人、衣食住に心を用ゆるの必要なきがため、努力の必要がなくなつて来る。又第二には氣候が極めて暑きがため、只其日を懶惰に送れば、即ち足れりとするの外、物を考へ、推理し、攻究すると云ふ精神上の力が乏しい。如何に鋭敏な智力を持つものとも雖も、熱帯地方に於ては、物を思慮するの力が段々缺けて來ると云ふことは、萬人の經驗する所である。茲に於てか人は、只「飲食男女」と云ふ本能のみに依つて動くものになつて來るのである。

盲目的傾向 抑々「生命は草木に於て眠り、動物に於て覺め、人に於て活動す」と云ふ言葉があるが、人が飲食男女の慾のみに依つて動く時は、則ち動物と同一なる

度合にしか過ぎぬのである。茲に於てか此本能に依つて動く所の人を向上せしめ、進歩せしめ、活動せしむると云ふことが、即ち人の人たる道を全ふする所以であるが、此飲食男女の慾を導いて向上せしむるものは、只思想の力である。然るに熱帯に於ては、思想の湧くべき機會がない。凡そ本能なるものは何物であるかといは、極めて困難なる問題であるが、鷄は如何に卵の時より鷄に育てらるゝも、成長すれば親の鷄に背いて、何人も教へざるに自ら水に投ずるの本能を持つて居る。犬は如何なる教育を施すも、夜になれば其五感が劇しくなつて、怪しむ者を咆えるの本能を持つて居る。此本能たるや、一種の思想より出づるが如く感せらるゝ場合なきにあらざるも、實は「盲目的傾向」に過ぎぬのであつて、一定の思想あつて然りと云ふことは出來ぬ。故に飲食男女、是等動物的本能を發達せしめ、向上せしむると云ふことは、只理性に據る所の思想の力のみ之を能くするのである。然るに熱帯に於ては此思想を生ずべき暇がない。而して其思想なるものは文

學を生じ、文學は人の思想を刺戟し、思想と文學は直に繩を縛ふたが如く表裏反覆しつゝ繰返すものである。故に略言すれば南洋地方に於ては、人文發達せず、今日の如き状態に止まるは自然が思想を生まず、思想が文學を生まざるためであつて、則ち文學なきがため、亡國の状態に安んずるものであると斷言して差支ないであらうと思ふ。

個人的本能と社會的の本能

抑も本能は分つて二とすることが出来る。一は個人的の本能で、飲食男女を求むるの力である。二は此飲食男女を求むる力を持つて居る人類が、社會を組織したる時に生ずる所の社會的の本能である。個人の本能すらも、之を進歩せしめ、之を向上せしむるは、思想の力であるが、一步進んで社會的の本能を導かんとする時に當つては、如何に大なる力ありと雖も、只本能の力のみを以ては、之を導くことは出来ぬ。則ち、思想及び思想の表現した所の文學の力にあらざれば、社會的の本能を満足し、向上し、組織し、進歩せしむると云ふことは出来

ぬのである。例へば個人的の本能に於ては、飲食男女の爲めには人を殺すことなきにあらず。人を殺すは古今東西同一の力であるが、併ながら此人を殺すと云ふことが、親の爲めに讐を打つか、若しくは祖國の爲めに人を殺すと云ふことであつたならば、其力は非常なる勢ひを以て、人を導いて往くのである。是れ則ち社會的の本能の働である。また富貴功名は、個人として何人も求めるが、只一人が富貴功名を求むるだけのことでは、人を動かすことは出来ぬ。併し之れが合して社會となつて、文明のため、若しくは尊王のために、或は人を助くるがために働くと云ふことならば、其富貴功名を求むるの心より出た運動は、社會人心を導いて、翕然として己に従はしめて富貴功名を遂ぐるのである。是れ則ち社會的の本能の力である。

文學の力 是れを要するに個人の本能なるものは盲目的傾向で、例へば葡萄の蔓を竹の傍に置けば、葡萄の蔓にある一種の意思があるかの如く、其竹を望んで蔓を伸ばして來るが如きものである。人の飲食男女の慾は、恰かも葡萄の蔓が竹

を求むるが如く、只盲目なる傾に過ぎぬのである。此盲目なる傾に、一種の意思を與へ方向を與へ、目的を與へ、而して勢力を與へて、意味ある活動を爲さしむるの、是れも思想の力、而して此思想を人に傳へるは、則ち文學の力である。況んや此個人の本能を合して、社會とした時に、大なる社會的本能を導くと云ふことは猶更一層文學の力に依らねばならぬのである。然るに熱帯に於ては、思想を生ずるの途なく、機會なく、之れに反して日本の如く寒暑共に激しからず、而して自然は著しく恩恵を施すと雖も、溢るゝが如き慈愛を人類に與へて居らぬ。即ち喰はんことを欲すれば、耕さざるべからず、耕すには肥料を施さざるべからず、衣を着けざれば寒さに耐へず、住まんと欲すれば、風雨を防ぐの家なかるべからず。と云ふ地方に於ては、人類は自然に努力せねばならぬ。茲に於てか人間の艱難に堪へると云ふ經驗が積まれて來る。如何にすれば此自然の力を利用すべきかと云ふことを考へざるべからざるがために、智力の刃を研ぐことが出来るのである。又寒冷なる

時もあつて人が靜かに思慮する暇もある。茲に於てか多くの状態に依つて、人類は思慮し、攻究し、而して思想を生じ、文學を生ずる機會がある。ヤコブの言葉に「最も麗はしき葡萄は、噴火山の上に於て熟す、斯の如く活動、努力、溢るゝが如き力の備つたる國民の間にあらずんば、思想は生るゝことはない」と謂つてあるが、恰も斯の如く、努力及び困難と戦ひ、靜に思慮する機會ある國民の間にあらずんば、思想は生せず、従つて文學は生ぜざるも亦當然である。而して文學は思想を刺戟し、思想は文學を刺戟し、思想と文學とは、更に人の生活を刺戟し、以て益々個人として、人種としても、進歩するのである。是れ即ち我國に於て文學ありし所以、思想ありし所以、此文學思想の力に依つて、國民が向上して、今日の如く大國民となつた所以である。此の如く我國の今日ある所以は、全く文學の力であつて、而して南洋に於て今日の状態の存續するは、文學なきがためであると云ふことを感じたならば、今後益々文學を熾んにし、且今日の如く黄金を崇拜し、權力を崇拜し、武力

を崇拜し、區々たる小成功を謳歌するが如き傾向を癢して、眞に文字を謳歌し、獎勵し、而して更に黄金、武力、権力に對して文權を主張することを努めねばならぬと思ふ。

文章は經國の大業

前に論じたことは、單に歴史上の問題に過ぎざるが如くであ

つたが、其實今日に於て關係ある活動問題である。今や時勢如何と問へば、我國は大國民となつて、世界の表面に大なる發言權を有して居る。今後二三十年の間には海を航し、山に梯して、我國に來り貢ぐもの必ずや多きを加へるであらうと思ふ。併ながら大國民たることは其半面に於て、極めて多くの苦痛を含んで居る。我國は今や「大國民の盃より、泡も濁みも共に飲み乾して居る」大國民なるものは、痛苦と快樂とを受けねばならぬ。快樂とは世界何れの方面に於ても、日本人は横行闊歩して行けると云ふことである。讚美の聲は始終吾々の耳に聞けると云ふことである。苦痛とは何であるかと云へば、十五六年前に嘗て八千萬圓を以て國家

を維持して居つた歳計は、今日五億萬圓に増加した。又生存競争の激しくなつた爲めに、家族組織、隣保團結の風は薄らいで來て、個人自ら己を鞭撻し、己を維持し、天涯萬里の地までも、飄然として衣食を求めねばならぬ時勢となつて來た。要するに生産力の増加、製造方法の發達、租税の負擔、會社其他組織力の發達と共に、社會が器械的となり、凡ての空氣が、極めて暗らく、且つ壓迫的となつて來た。即ち社會と云ふもの、個人を壓する力が、極めて強大となつて來た。茲に於てか世間の空氣益々暗くなり、硬くなり、酸苛性を帶び、人情も苦がく荒びて來た。余は之を歐羅巴、亞米利加の如くであるとは言はぬが、確に歐羅巴及び亞米利加と同じ運命に至るべき形勢となつたと云ふを斷言するに躊躇せぬのである。然らば之を救ふて、此空氣の中に安心せしむるの力は何であるか。或る人は宗教と云ふ。併ながら宗教は斯の如き社會の苦痛暗黒に堪ゆるの道は、只來世を頼むにありと唱へるのである。然れども來世を信せざる人民をして、如何にして來世に依つて今日

の苦累を免れしむることが出来るか。宗教以て世を救ふに足らぬ。然らば科學であるか。科學は力の強きものに服従するは物理の原則であると云ふ説明をするが、併ながら人間の心には、斯の如き説明を以て満足すべからざる或る物を持つて居る。科學が愈進んで、道理が愈明かになれば人類の不平は愈々甚しくなる。科學以て世を救ふに足らぬのである。然らば法律か。法律は弱者を保護するがために作られたものなるが、併し此法律は、弱者を苦しめんが爲めに運用せらるゝのである。黄金無くんば法律をも用ゐる能はずと云ふが今日の有様である。加之法律多き極度は、吾々は死することすらも、無代價には死することが出来ぬ。死は萬事の極と云ふが、併ながら死してから墓地は如何にせざるべからず、子孫は如何にせざるべからずと云ふことまであつて、死すらも只では死ぬることが出来ぬのである。茲に於てか之を救ふものは只文學あるのみである。文學あつて此暗黒なる社會より、一道の光明を發見し、此酸苛なる世態人情の中より、一道甘美の流を

見出すことである。而して之を諱ふことである。之を救へることである。人をして此間に満足を求めしむることである。是より外に此暗黒、器械的、酸苛なる空氣より人を免れしむる道はない。文學が今日の國家に負ふ所の使命は之である。Light and sweetness 此聲は三四十年前英國に於て叫ばれた。是れ我今日の文壇に於て叫ばねばならぬ聲である。光明を與へよ、甘美を與へよ、即ち文學以て國を救ふに足ると思ふ。若し此目的を達することが出来れば、即ち嘗て南洋馬來人の境界より吾々を導いて今日の大國民と爲したるが如く、文章は經國の大業、不朽の盛事であると云ふことは、更に眼前に立證することが出来るのである。

自然派の文學 然るに現時の文學を見れば、暗黒にして壓するが如き、酸苛にして喰ふに堪へざるが如き、一言にして云へば世知辛き世態人情を、此儘に寫し、而して更に苦味、酸味を増加するが如き文章を書いて、而して之を自然派と號する人々があるが、余は甚だ之を取らぬのである。余は自然派と云ふ文字には極めて

同意を表するのである。又自然派のメンソードには同意を表するのである。古來存在を保つものは自然派ならざるはない。ルソーのエミールは即ち當時の教育に對する自然派である。又今日の小説家が高閣に束ぬるシケンヌ、サツカレエの英吉利文學も、當時の社會に於ては舊式の作物に對する意味より云へば、孰れか自然派ならざる。代議政體の如きも亦是れ古くなつたと云ふもの、純然たる貴族政治、君主政治に對しては、自然派の政治である。關白政治の時勢に合せざるによりて起りし徳川將軍の制度も、亦自然派の制度である。要するに其時勢の眞髓と相伴ふと云ふことは、文學に於てなかるべからざることであるが如く、凡ての物皆斯くなかるべからざるものである。此意味で自然派たらざるものは、殆ど存在の價がないのである。只問題は如何か是れ自然派なるかである。自然派のメンソード好し、自然派のメンソード可しである。只此のメンソードに依つて寫す所の自然派の作物なるものは、果して如何なるものでなければならぬかと云ふことが問

題である。以上に述べたるか如く、飲食男女と云ふが如き本能は盲目の傾向であつて、之に目的を與、意識を與、更に之を向上せしむることが、嘗て文學の勳でありし如く、今日に於ても余は斯の如くあらざるべからずと思ふ。而して此本能の中に超越的本能とも云ふべきものがある。例へば己を利するが爲めに盜賊するも尙且厭はずと云ふことは、或は人類の本能なるやも知るべからず。併ながら盜賊の中にも尙義賊なるものがあつて、己の獲たる利益を願つと云ふことに於て、人の感嘆を受くるのである。又場合によりて罪を犯すは或は本能なるや知るべからず、併しながら其罪を犯したる時に、男子らしく自白改悔するは是亦衆人の感嘆を受くる所である。同じく盜賊するも、竊盜は寸毫も人の同情を得なく、併ながら若し權力を恐れず、法律を恐れず、公々然之を行つたならば社會は讚美せざるまでも、其非難の點は稍薄くなつて、幾分の好奇心より之を見物したいと云ふ念を生するのである。是亦超越的本能である。所謂盜賊にも仁義ありと云ふが則ち

此の盜賊の中に於ける仁義を描いて最暗黒の中より、光明を發見し、最醜のものより美しき處を發見することが文學の勳であらうと思ふ。ユージーヌ、シユエーは今日に於て忘られて居るがユーゴーなどの先驅を爲した者で、佛國の人心を嚮導したるはユーゴー以上の力があると言はれて居る位である。此ユージーヌシユエーの巴里の不思議の中には、強盜あり、惡漢あり、併ながら其強盜惡漢も、惡魔にあらず強盜惡事を行ふ時は惡魔であるが、尙其心の中にはオノールを保つと云ふ念がある。其事の善と惡とは措て問はず、オノールを保つの念があるのが即ち彼を救ふべき種子である。人若し此オノールの念に訴へたらば、盜賊尙用ゆべし、惡漢尙用ゆべしと描いたものである。誠に是れ千古の人情を穿つたものであらうと思ふ。ドレーは有名なる畫家である。嘗て一人の女職工が幼兒を抱いてる圖を書いた。勿論此工女は美人にあらずして尋常の婦人である。其嬰兒も亦特記すべき美しき處を持つて居るものではない。然るに此畫が一世の感嘆を受

けた所以は、此工女が生活の壓迫に堪へず、社會の己に對する不公平に堪へず、有ゆる痛苦の中に於て、尙其子に對する愛情を表白する一點に於ては、王公に譲らざる立派なる優しき心と、美人に譲らざる温容を持つて居ると云ふことを描いた爲めに、一世の人心を動し得たのである。余は今日の自然派たるものが、最早一轉歩すべき時であらうと思ふ。自然派可なり、自然派のメソッド可なり、併ながら自然派とは、事のあるが儘に描くのが自然派である。飲食男女許りがあるまゝではない。飲食男女の外に、物に感激し、事に心を動かし失望の裡に希望を有し、暗黒の中に尙光明を認め、酸毒なる空氣の中に於て、尙美しき流を汲まんとする人情は、古今東西流れて盡きぬのである。此光明と甘美の流を汲上げて、之を澆ぎて以て一世を救ふのは即ち又これ有るが儘に描くのである。僅に飲食男女の慾のみを描くと云ふことは人の盲目的傾向、即ち人と禽獸と相近き處を描くに止まつて、人生の凡てを描くものとは云へぬであらうと思ふ。

自然派文學一轉の時 凡そ人、一世を動かさんとするや、高論危言、天下の耳目を聳動すると云ふことを努めるは已むを得ぬことである。自然派が從來の寶物探し、忠臣義士若しくはありふれたる道徳的傾向に反抗して自然派を起さんとするが爲めに、今日の如き危言高論的の自然派作物を生じたと云ふことは、余は必ずしも非難をせぬのである。然れども最早足れり、一轉して自然派は、眞の立場に歸る時であらうと思ふ。而して此目的が遂げられたならば、所謂文章は經國の大業にして、不朽の盛事と云ふことが出来やうと思ふ。余は一代の文學以外の人々も、馬來人が如何にして千年以前の狀態に安んじて、我國民が如何にして今日の位置に立ちしかと云ふことを考慮して、それは一に文學の力であると云ふことを思ふたならば、文學を尊重することを怠らざらんことを希ふて已む能はぬものである。

(終)

明治四十三年四月二十一日印刷
 明治四十三年四月二十四日發行

南國記奥付

定價金貳圓參拾錢

著者 竹越與三郎
東京市牛込區拂方町三十五番地

編輯者 石倉千次
東京市麹町區下六番町十七番地

印刷者 松澤 丑三
東京市麹町區下六番町十七番地

印刷所 同 勞 舍
東京市麹町區下六番町十七番地

著作
 所有

發行所 東京市牛込區拂方町三十五番地 二 西 社

249735

竹越與三郎先生著

▲好評第三版▼

三又演説集

▲四六版四百餘頁▲定價金六拾五錢▲郵税金八錢

竹越三又先生が三四年來議院學校等にて爲せる演説を集めたるものにして其調子高朗其識見雄大、學生間に傳唱せらる。

獨立評論曰く、三又演説集は二國社より出づ。三又大勢を見るの眼、常に人に先づ。世界の形勢より立論して日本の位置を斷ず。意は頗る樂天にして甚だ深切なり。自ら任ずる高くして整々の旗、堂々の陣、高きに擡りて低きを臨むの概あり。固より論壇の大家數たるを失はざるなり。其武士道を論じ支那を論ずるに至つては特に我意を得たるものあり。方今人才輩出すと雖も而も三又の如きは餘を抜き類を出づ。日本幸にして此人の如きもの多からば國事何ぞ憂ふるに足らん。幸に自愛せよ。願くは政社の泥濘に混じて人心を指導すべき識者たるの任を固却するを忘れ。

發行所

二 西 社

振替口座四七一〇番

東京市牛込區湯方町三十五番地

○太公望遺著○大浦兼武題辭
○三宅雪嶺序○阿部直道 講

六韜三畧講話

▲上製大刊四百頁金文字八▲定價金九十五錢▲郵税金八錢

張良會て之を下邳の圯上に得て大策士となり。源義經之を鬼一法眼の娘に得て大戦士となれり。今其簡明なる講話出づ。世に處するの術。人に長となるの法擧げて此書に在り。本書は單純なる兵書に非ず、優勝劣敗の競争激甚なる現代に應用するに於て寧ろ無限の妙味あり昔は延長元年醍醐天皇沙金五万兩を投じて漸く求め給へる珍書を今は僅に九十五錢にて讀むを得。豈亦廉ならずや。

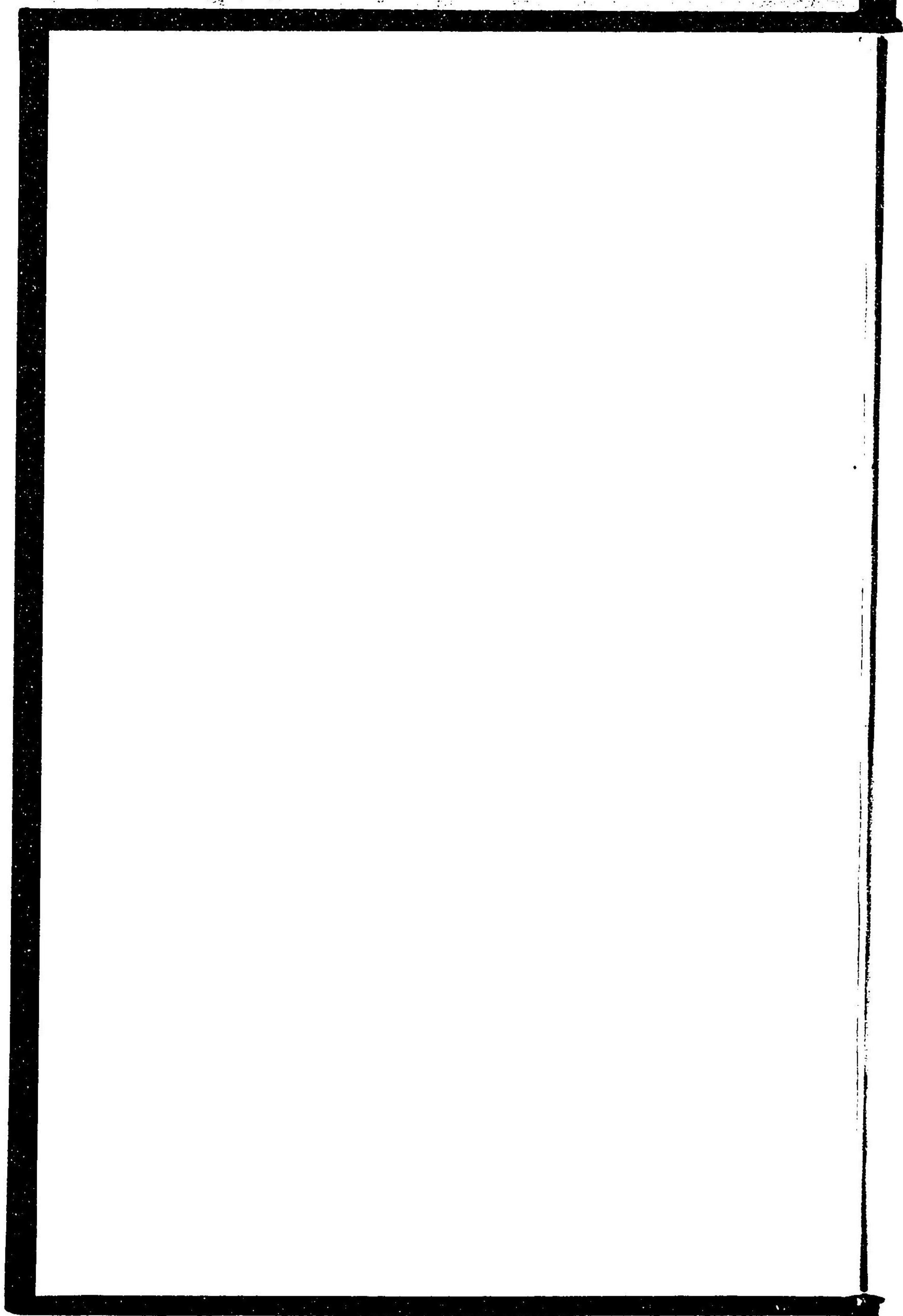
發行所

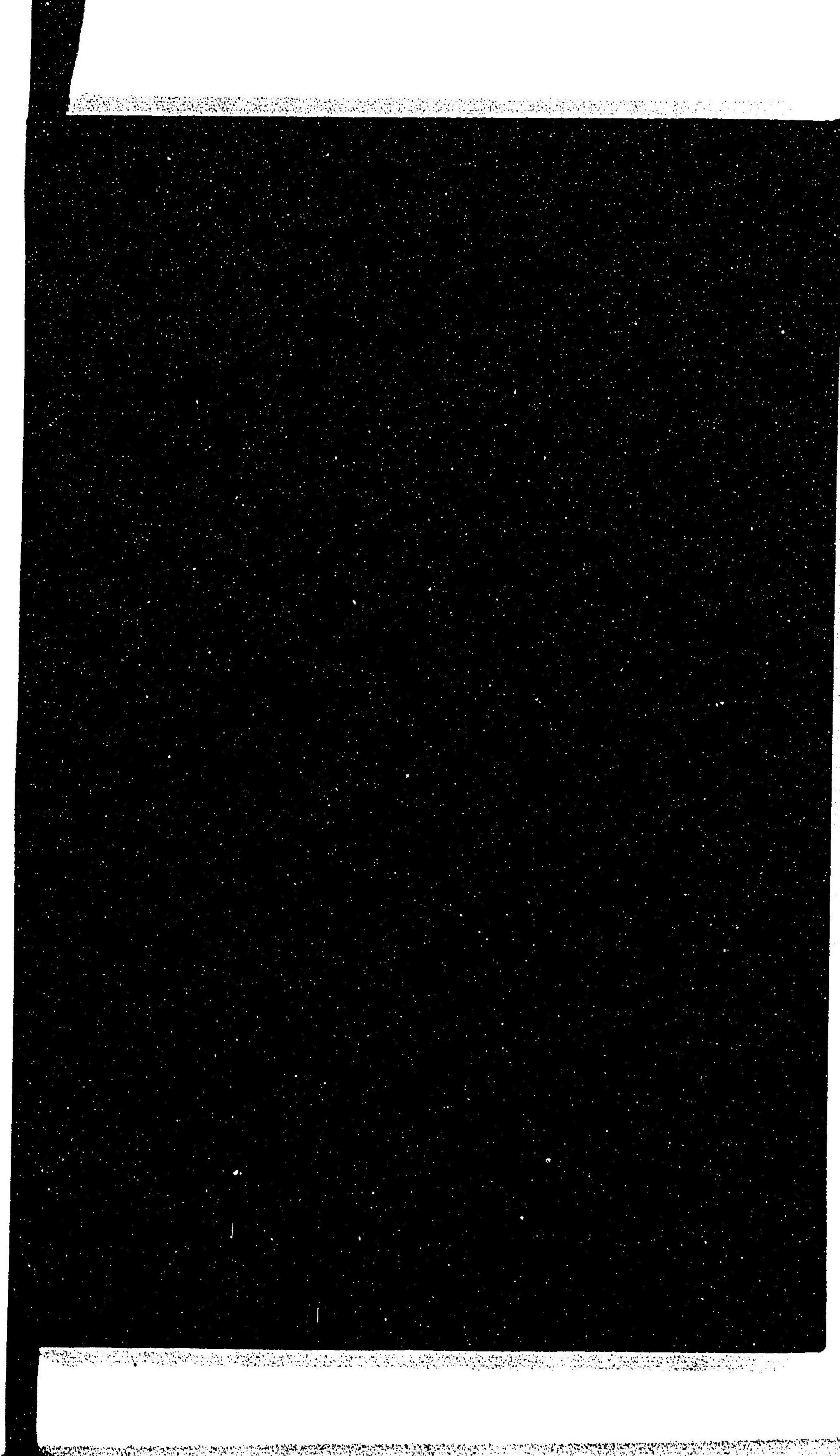
有 朋 館

振替口座一四五三二

東京市本郷區本郷四丁目八番地







292.09

Ta516n

II

026774-000-9

292.09-Ta516n

南国記

竹越 与三郎/著

M43

ADD-0475



